

令和7年12月定例会

産業建設常任委員会 報告事項一覧

報告事項（6件）

- (1) 射水市観光交流センターのリース料の一括支払いによる建物の取得について
(産業経済部 観光まちづくり課 資料1)
- (2) 電動キックボード等の実証実験について
(都市整備部 都市計画課 資料1)
- (3) 射水市都市公園等ストック再編基本計画（素案）について
(都市整備部 都市計画課 資料2)
- (4) 令和7年度道路除雪実施計画について
(都市整備部 道路課 資料1)
- (5) 富山新港東埋立地Cポンドにおけるダイオキシン類の測定結果
(都市整備部 河川・港湾課 資料1)
- (6) 下水道災害復旧事業の工事請負契約について
(上下水道部 下水道工務課 資料1)

射水市観光交流センターのリース料の一括支払いによる 建物の取得について

1 経緯

射水市観光交流センター（クロスベイ新湊の公共施設部分）については、令和2年5月から20年間の契約で、市が大和リース(株)から建物をリースしている。（リース期間終了後、市へ所有権が移転する契約。）

このたび、日本国内において新リース会計基準が適用されることを踏まえ、大和リース(株)から市に対し、リース料の一括支払い及びそれに伴う建物の所有権移転について打診があった。

2 新リース会計基準の概要

日本の会計基準を国際的な会計基準に合わせるため、中小企業を除き令和9年4月1日から適用が義務化される。

新基準適用後、貸手（大和リース(株)）は、リース取引開始日（令和2年5月1日）に一括で売上があったものと見なされ、毎月のリース料受取時の売上ができなくなるため、大手リース会社では所有するリース物件の借手等への所有権移転を進めている。

3 市の財政負担軽減額

財源として交付税措置のある市債の活用が可能であること及び大和リース(株)との価格交渉の結果を踏まえ、約2億7,800万円の財政負担の軽減を見込む。

(百万円)			
	現行 ①	リース料一括支払い ②	差額 (②－①)
支出	1,649	1,603	▲ 46
リース料 (R2.5～R8.3)	488	488	0
リース料 (R8.4～R22.4)	1,161	990	▲ 171
市債借入に伴う利子 (充当率90%、15年償還、利率1.6%で試算)	－	125	125
収入	106	338	232
土地賃貸料及び固定資産税	106 (20年間の概算)	33 (R2.5～R8.3の概算)	▲ 73
市債の元利償還金に対する交付税措置額 (元利償還金の30%)	－	305	305
財政負担軽減額			278

4 今後の対応

以下のスケジュールに沿い、リース料を一括で支払い、射水市観光交流センターの建物を取得する。

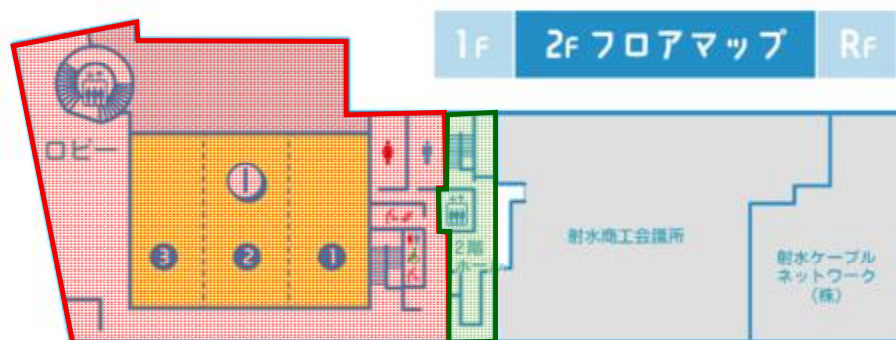
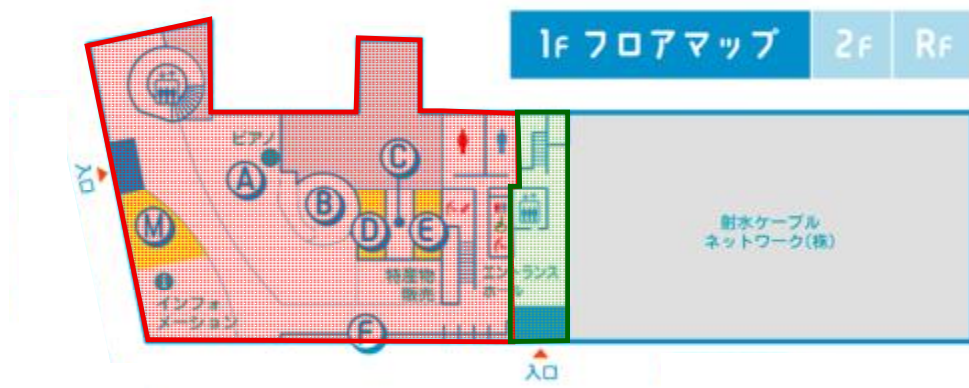
〔スケジュール〕

令和7年12月	市議会12月定例会において、リース料の一括支払いに要する費用（990,000千円）を予算化
令和8年1月	建物取得に係る仮契約締結
3月	市議会3月定例会において、建物の取得に関する議案を上程（地方自治法第96条第1項第8号）
4月	所有権移転

〔参考〕射水市観光交流センターの概要

所在地	射水市本町二丁目10番30号
構造	鉄骨造3階建
延床面積	2,293.83㎡（共用部含む）
機能	iCNホール、食堂、シェアキッチン、多目的スペース等

 …取得予定箇所  …共用部（各所有者が按分して所有）



電動キックボード等の実証実験について

1 趣旨

太閤山地区リノベーション計画では「地域交通の維持・充実」を掲げ、手軽に移動できる手段のひとつとして、電動キックボードの導入を検討しており、今年度に新たな交通手段の導入に向け、利用者の利便性や安全性を確認するため、実証実験を行った。

2 概要

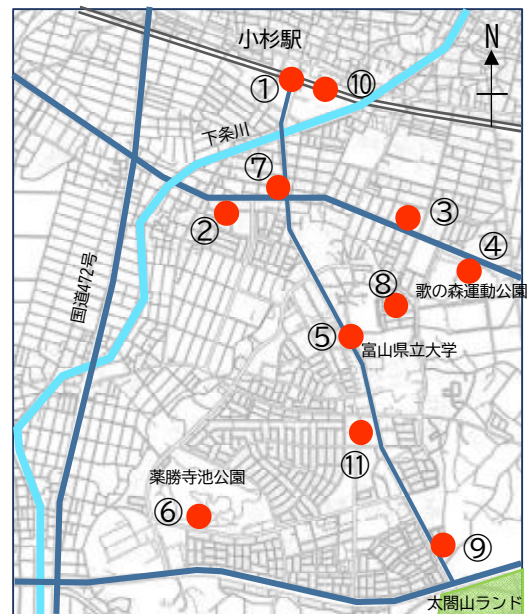
(1) 期間 令和7年5月12日から10月30日まで

(2) 導入台数 電動キックボード8台、電動アシスト自転車2台

(3) 利用料金 100円/10分+基本料金400円
※安全講習会の受講者に基本料金無料のクーポンを発行

(4) ポート（乗降場所）の設置場所

- ①小杉駅南口
- ②アルビスいみずの小杉店
- ③アルビス歌の森店
- ④歌の森運動公園
- ⑤富山県立大学付近
- ⑥中太閤山コミュニティセンター
- ⑦元町西部交差点付近 (追加)
- ⑧友達の家いみず (追加)
- ⑨JA いみず野太閤山支店 (追加)
- ⑩アルプラザ小杉 (追加)
- ⑪アルビス太閤山店 (追加)



●ポート設置場所

(5) 利用方法 専用アプリで車両のQRコードを読み込むことで利用可能となり、返却や支払い手続きも同アプリで行った。

(6) 安全講習会 開催数 15回 参加者数 148名

(7) 維持管理 9月から10月までは、富山県の学生が創業した企業にバッテリー残量の確認やバッテリー交換を委託した。

3 利用実績

(1) 利用回数

	電動キックボード	電動アシスト自転車	合計
利用回数	459	138	597

(2) 年代別利用者数

年代	10	20	30	40	50	60	合計
利用者数	24	119	29	31	24	3	230
割合	10.4%	51.8%	12.6%	13.5%	10.4%	1.3%	100%

4 考察

利用者は10代・20代が約6割と過半数を占め、小杉駅から富山県立大学付近への往復が最も多く、学生の日常的な移動手段として利用されていたと推察される。

一方で、30代以上の利用者は比較的少なく、太閤山地区におけるポート数の密度が低いことから、通勤や買い物といった目的での利便性がやや低かったのではないかと分析される。

利用された区間を分析すると、小杉駅から出発するケースが最も多く、小杉駅を起点とした二次交通手段の一つとして有効に活用されていたことが確認できた。

なお、安全講習会を通じて特定小型原動機付自転車の交通ルールを周知した結果、事故や違反は確認されておらず、安全性が確保されたものとなった。

5 利用者からの主な意見

- ・ 駅まで往来しやすくなり自家用車での移動より公共交通機関の利用が増えた。
- ・ 車を所有していなく、移動に困っていたが、手軽に利用できた。
- ・ のるーとやコミュニティバスは日中しか使用できないので夜も使用でき、助かった。
- ・ 常設を希望。
- ・ ポートを公共施設や商業施設などに増やし、太閤山地区だけではなく広範囲の導入を望む。
- ・ 小杉駅北側には専門学校や短大があり、駅北側にもポートがあれば良かった。
- ・ 道幅や段差など、ハード面に問題があると感じた。また料金が高い。

6 今後の方針

実証実験を通じて、一定の需要が確認できたことを踏まえ、今後は、既存公共交通の空白時間帯を補完する利用など、さらなる交通利便性向上の可能性を探るため、エリアの見直しや太閤山地区の住宅街でポート設置箇所の拡充、車両台数の増加などの検討を行う。

射水市都市公園等ストック再編基本計画（素案）について

1 計画策定の背景と目的

本市では、市が管理する都市公園150箇所（115.7ha）及びその他公園（都市公園法に準じて管理する公園緑地）152箇所（8.9ha）、合わせて302箇所（124.6ha）において、計画的に更新などの維持管理を行っている。その多くが設置から30年以上経過し、施設の老朽化に伴う修繕・更新・撤去や樹木の成長により、今後の維持管理費の増大が懸念される。

また、身近な公園緑地の管理・保全については、地域型市民協働事業により実施しているが、高齢化等による担い手不足から、継続が困難になると予想される。

このことから、本市が管理する公園緑地の現況を整理・評価した上で、配置の適正化や機能の再編、統廃合の方針を示し、次世代に過度な負担を残さないよう、地域の実情に応じた適正な配置と施設整備を進め、利用ニーズの変化に対応した使いやすい公園づくりを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第3次射水市総合計画」や各種関連計画などとの整合を図り、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定めた「射水市緑の基本計画（令和6年3月策定）」に基づく計画とする。

3 計画期間

射水市緑の基本計画に基づき、概ね20年後の令和25（2043）年度

4 計画の対象区域

行政区域全域

5 公園緑地の再編に向けた基本方針

公園緑地の現況と課題の整理及び公園緑地の役割や都市公園のストック効果を踏まえ、本市で管理する公園緑地の機能分担、再編・統廃合などに向けた、基本的な考え方として方針を定める。

基本方針1	多様なニーズに応じた特色ある公園づくりの推進
基本方針2	公園緑地の再編による維持管理コストの適正化
基本方針3	持続可能な公園管理体制の構築

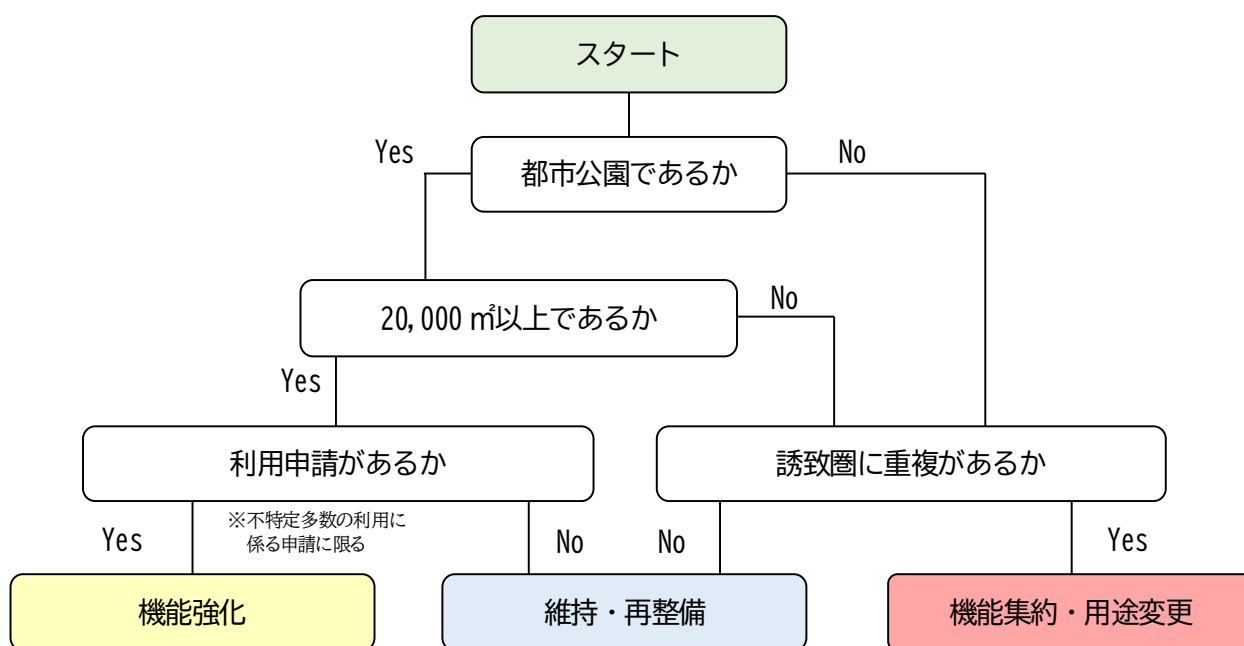
6 再編の考え方

公園緑地の再編にあたっては、公園緑地の規模や利用状況などを踏まえ、見直しの方向性を「機能強化」、「維持・再整備」、「機能集約・用途変更」の3つに分類する。

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地に対しては、さらに公園緑地の充足状況や経過年数及び誘致圏内の人口を基に評価を行い、再編の優先度を設定する。

また、公園緑地の主要施設である遊具、トイレ、パーゴラ・東屋についても、社会情勢の変化に伴い、効果的かつ持続可能な公園管理の運営が求められることから、見直しの方向性ごとに再編方針を定める。

(1) 見直しの方向性



【判定結果】

見直しの方向性	内容	公園緑地数
機能強化	近隣に居住する者の利用だけでなく、広域からも利用される重要度が高い公園緑地と捉え、現況の公園機能を維持するだけでなく、新たな機能を持つ施設の新設や改築を行うことで、魅力向上を図る。	6 (0)
維持 再整備	当該公園緑地が位置する街区に居住する者の利用を目的に、現況の公園機能や施設を維持する。また、必要に応じて利用状況や地域のニーズ・実情に合わせた整備を行う。	32 (23)
機能集約 用途変更	地域のニーズを踏まえ、機能の分担・集約や、縮小・廃止による用途変更などにより、公園ストックの最適化と再編を図る。	264 (129)
合計		302 (152)

※()内はその他公園の内数

(2) 公園緑地の再編の優先度

見直しの方向性で「機能集約・用途変更」に該当する264箇所の公園緑地において、公園緑地の充足状況や経過年数及び誘致圏内の人口を基に評価し、再編の優先度を決定する。

各項目における課題が多いほど配点を低く設定し、合計評価点が低いほど再編の優先度が高い公園緑地とする。

【評価結果】

合計評価点	公園緑地数		再編の優先度
3点	7(7)	57 (47)	高
4点	12(10)		
5点	38(30)		
6点	46(16)	157 (62)	中
7点	64(21)		
8点	47(25)		
9点	31(12)	50 (20)	低
10点	15(6)		
11点	4(2)		
合計	264(129)	※()内はその他公園の内数を示す。	

(3) 主要施設の再編方針

公園緑地の主要施設（遊具、トイレ、パーゴラ・東屋）について、次のとおり再編方針を定め、必要性、利用状況、施設の老朽度などを総合的に判断し、主要施設の再編に取り組む。

施設	見直しの方向性		
	機能強化	維持・再整備	機能集約・用途変更
遊具	重点的かつ計画的に更新・新設	計画的な更新・新設	機能分担や集約、撤去
トイレ	更新または機能強化	計画的な更新	撤去
パーゴラ・東屋	更新または機能強化	計画的な更新	撤去

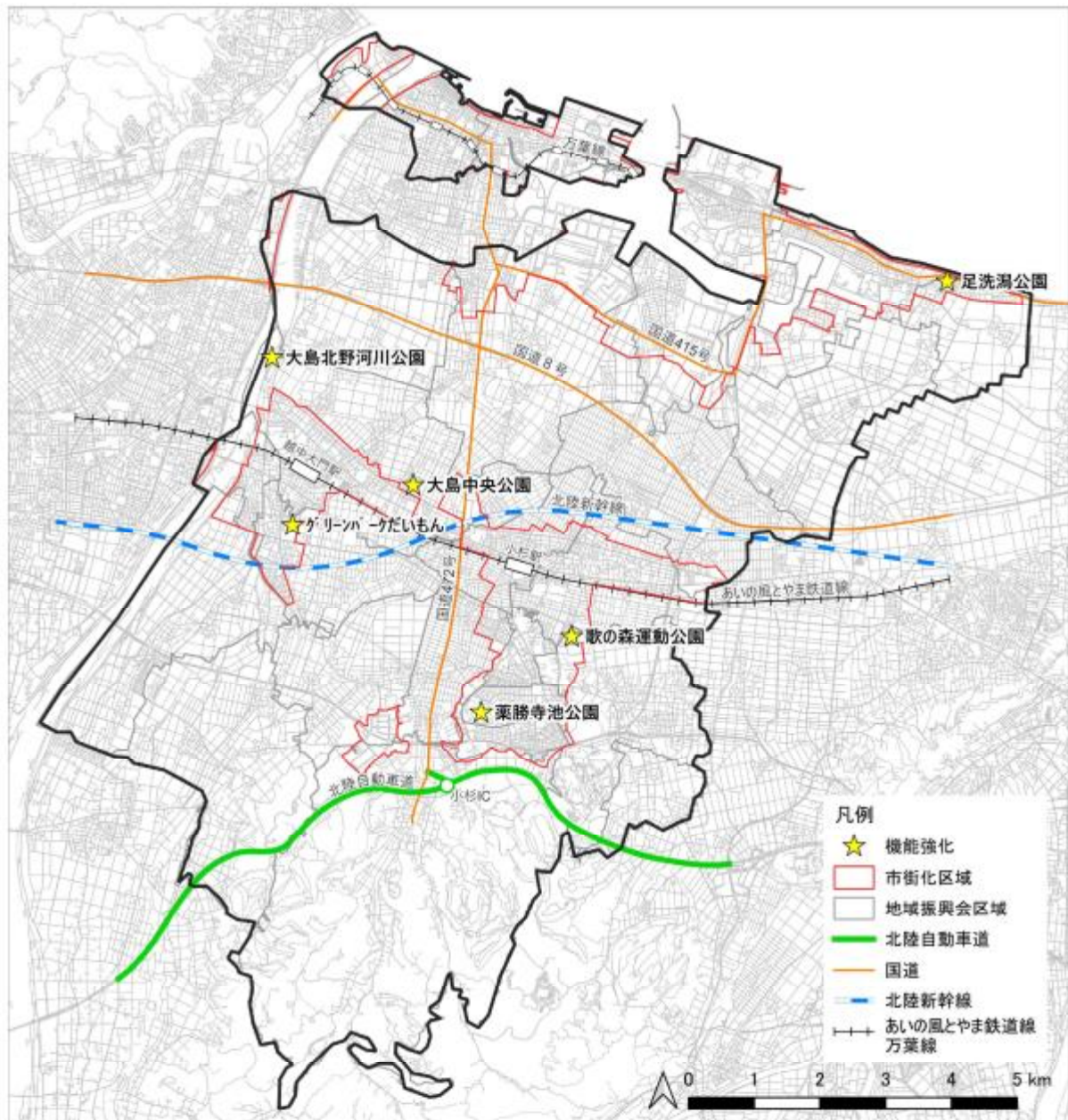
7 今後の取組

(1) 見直しの方向性ごとの取組内容

見直しの方向性ごとの主な取組内容は次のとおりであり、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組む。

1) 機能強化

【機能強化に判定された公園緑地の分布】

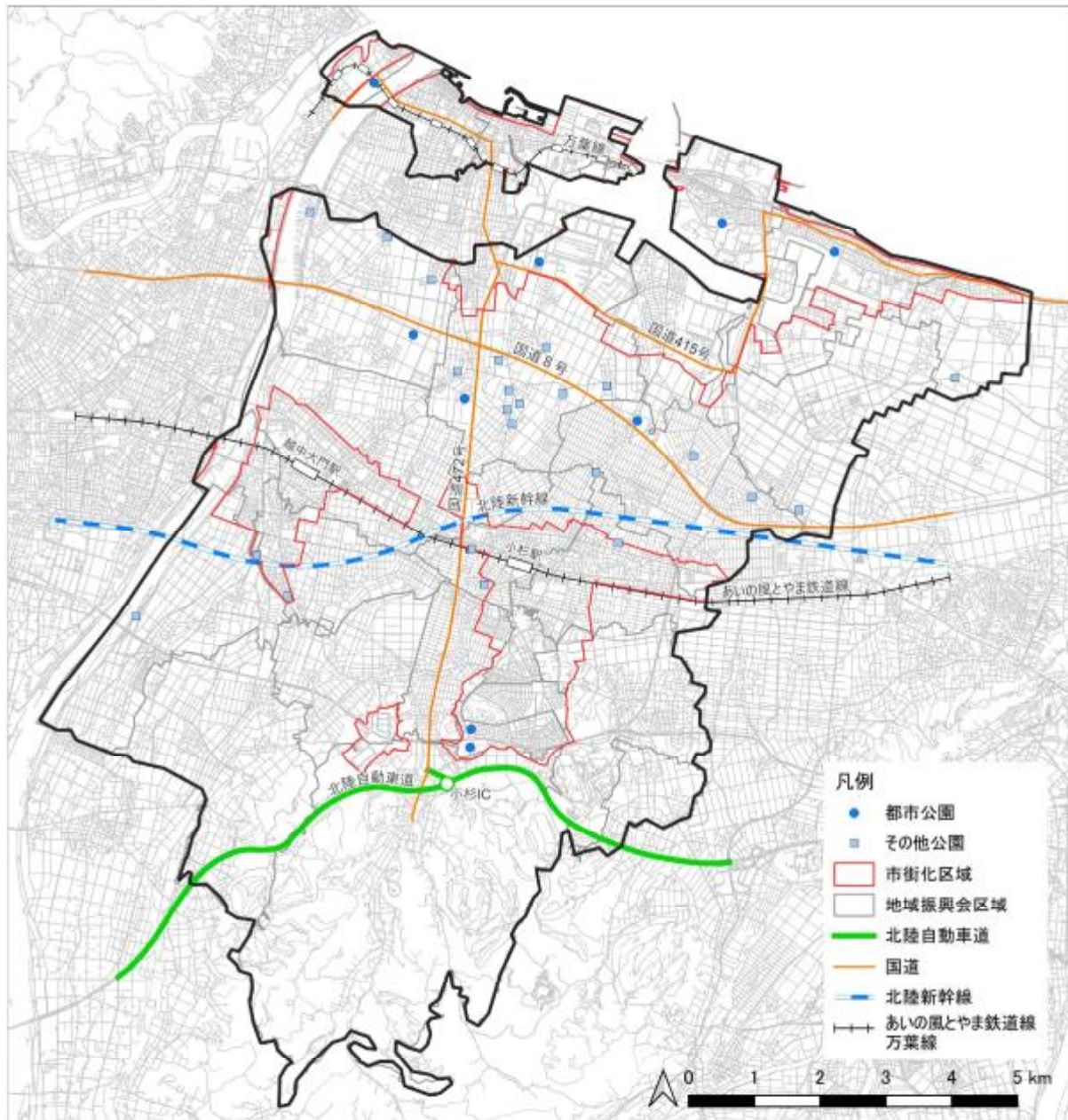


主な取組内容

- ・インクルーシブな遊具や健康遊具など多様な利用に応じた遊具整備
- ・歩きやすい園路、屋内遊具場、水遊びができる施設など利用価値を高める機能の追加
- ・駐車スペースや休憩施設の増設、トイレなど便益施設の更新
- ・イベントなどで活用できる多目的スペースの再整備
- ・安全性・快適性に配慮した園路整備やフェンス、側溝蓋の設置
- ・緊急避難場所となる公園緑地へ防災機能を高める施設の整備

2) 維持・再整備

【維持・再整備に判定された公園緑地の分布】

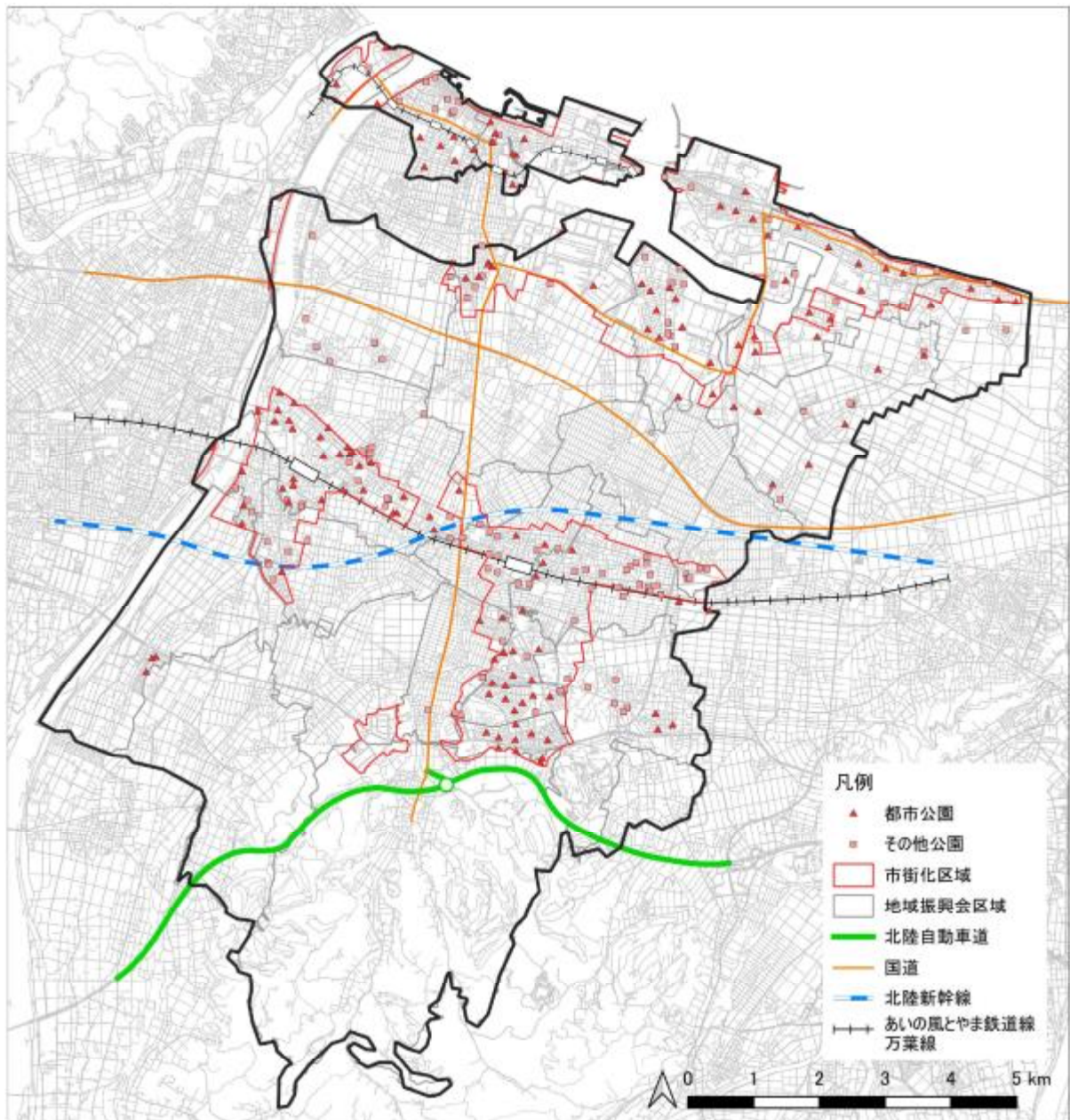


主な取組内容

- ・ 遊具、トイレ、パーゴラ・東屋など老朽化施設の計画的な更新
- ・ 成長しすぎたの植栽の計画的な管理
- ・ 安全性・快適性に配慮した園路整備やフェンス、側溝蓋の設置

3) 機能集約・用途変更

【機能集約・用途変更に判定された公園緑地の分布】

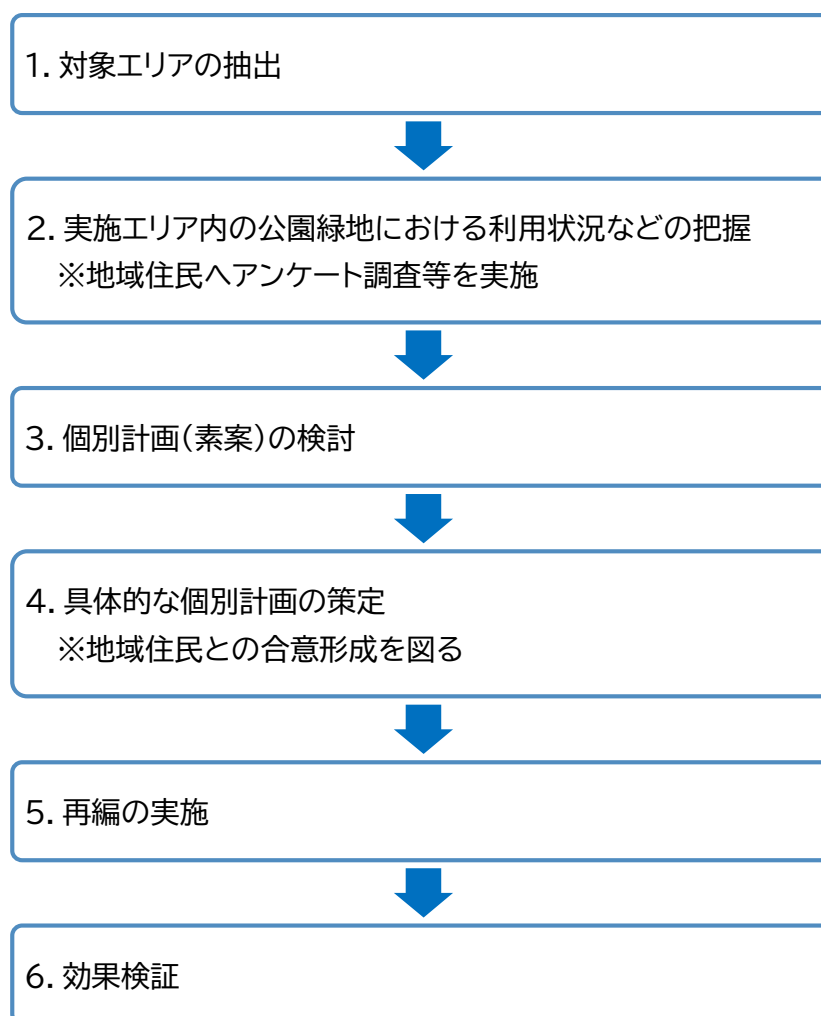


主な取組内容

- ・ 複数公園の機能の集約（周辺で重複する遊具や広場の整理）
- ・ コミュニティセンター周辺での駐車場化など、地域の実情に応じた用途変更
- ・ 高齢化が進む地域における維持管理しやすい施設整備の検討
- ・ 活用されていない公園緑地の統廃合や規模縮小の検討
- ・ 観光エリア周辺など駐車場が不足するエリアでの多目的な活用検討
- ・ 保育園の周辺など、必要性が高い公園緑地への機能集約
- ・ 企業団地内など立地特性に応じた用途変更や施設整備の検討

(2) 再編の進め方

再編の個別計画の策定については、以下の手順で行う。



(3) 実現に向けて

公園緑地の再編にあたり、見直しの方向性や再編の優先度を客観的に評価した結果、太閤山地域など都市計画法や土地区画整理法に基づく宅地造成が行われた地域では、誘致圏の重複が多くみられ、再編の優先度が高い公園緑地が密集している。

このような地域を念頭に置きながら、本計画で定めた方針や評価及び財政面を考慮しつつ、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組む。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月	市議会定例会及び都市計画審議会で計画（素案）について報告
令和8年 1月	パブリックコメント実施
3月	市議会定例会及び都市計画審議会で計画（案）について報告
	射水市都市公園等ストック再編基本計画の公表

都市整備部都市計画課 資料2－2
12月定例会 産業建設常任委員会
令和7年12月17日

射水市都市公園等ストック再編 基本計画 (素案)

令和7年12月
射 水 市

<目 次>

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 対象とする公園緑地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 本市の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 公園緑地の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 公園緑地の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 公園緑地の設置経過年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 主要施設の設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
6. 公園緑地の維持管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
7. 公園緑地の利活用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
8. 市民の利用状況や意向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
9. 現況と課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 公園緑地の再編に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

1. 公園緑地の効果とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
3. 再編の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
4. 今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
5. 目標設定と計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

本市には、都市公園が152箇所（221.3ha）整備されており、そのうち県管理の都市公園を除いた150箇所（115.7ha）及び公共施設緑地（その他公園）152箇所（8.91ha）において計画的に更新などの維持管理を行っています。整備時にはそれぞれ明確な目的と役割を担ってきたところですが、その多くが設置から30年以上経過し、施設の老朽化に伴う修繕・更新・撤去の急増や樹木の成長により、今後の維持管理費の増大が懸念されています。

また、身近な公園緑地の管理・保全については、地域型市民協働事業により実施していますが、高齢化等による担い手不足から、継続が困難になると予想されています。

このことから、本市が管理する公園緑地の現況を整理・評価した上で、配置の適正化や機能の再編、統廃合の方針を示し、次世代に過度な負担を残さないよう、地域の実情に応じた適正な配置と施設整備を進め、利用ニーズの変化に対応した使いやすい公園づくりを目指します。

【都市公園等ストック再編（公園緑地の機能分担、再編・統廃合）のイメージ】

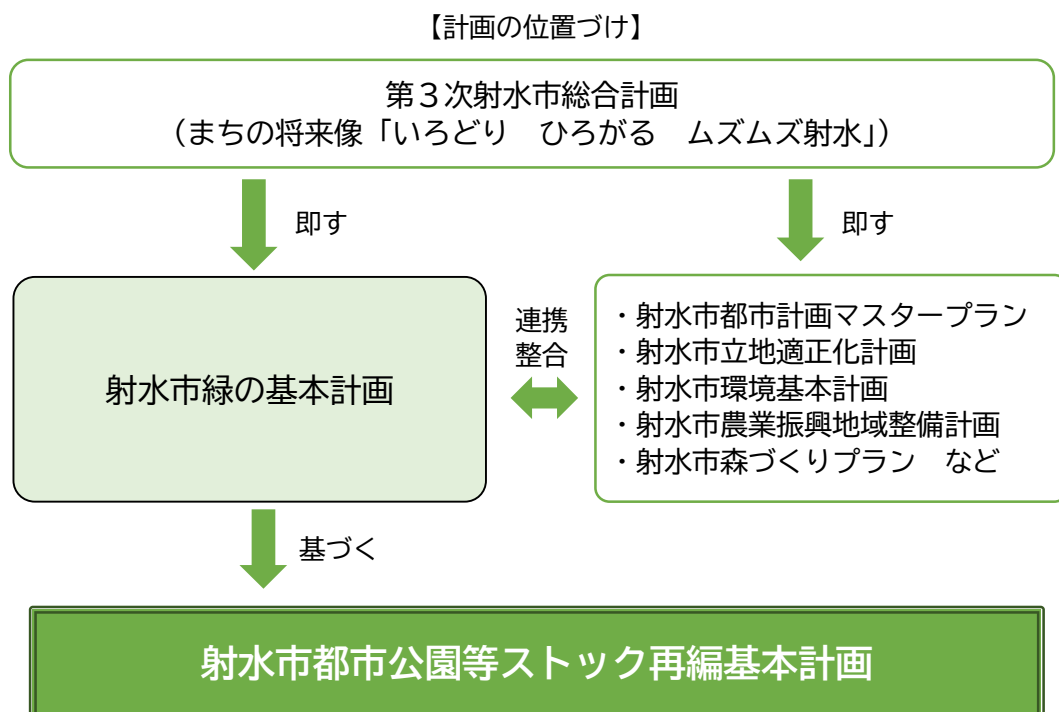
類似機能を持つ複数公園が近接配置されている場合において、可能な限り各公園の機能が重複しないように再整備したり、公共施設の廃止や統廃合と合わせて、周辺の公園の集約化やテーマの異なる公園へ再整備することをイメージしています。



出典:射水市緑の基本計画

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第3次射水市総合計画」や各種関連計画などとの整合を図り、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定めた「射水市緑の基本計画（令和6年3月策定）」に基づく計画として位置づけます。



3. 計画期間

本計画の期間は、射水市緑の基本計画に基づき、概ね20年後の令和25(2043)年度を目標年次とします。

4. 計画の対象区域

対象区域は、行政区域全域を対象とします。

5. 対象とする公園緑地

本計画において評価の対象とする公園緑地は、本市で管理する都市公園とその他公園（都市公園法に準じて管理する公園緑地）です。

【対象とする公園緑地】

区分		内容	箇所	面積 (ha)
都市公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	115	20.45
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。	9	17.50
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。	3	13.32
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。	1	9.36
	風致公園	特殊公園の一つで、その目的に則し配置する。	1	19.70
	歴史公園	特殊公園の一つで、その目的に則し配置する。	1	1.58
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）	19	32.84
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	1	0.95
小 計			150	115.70
公共施設緑地	その他公園	市が都市公園法に準じて管理する公園緑地（児童遊園地、小公園、公民館緑地など）	152	8.91
合 計			302	124.61

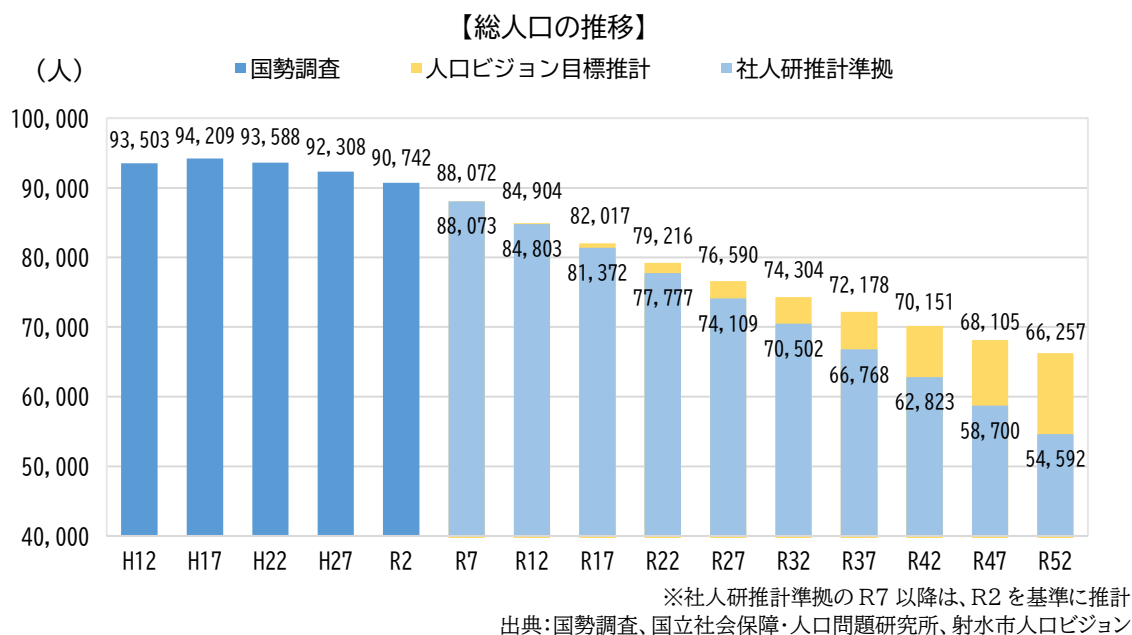
※近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね1km四方（面積 100ha）の居住単位
出典：国土交通省 HP（公園とみどり）、庁内資料（令和7年4月1日時点）

第2章 現況と課題

1. 本市の人口

(1) 人口推移

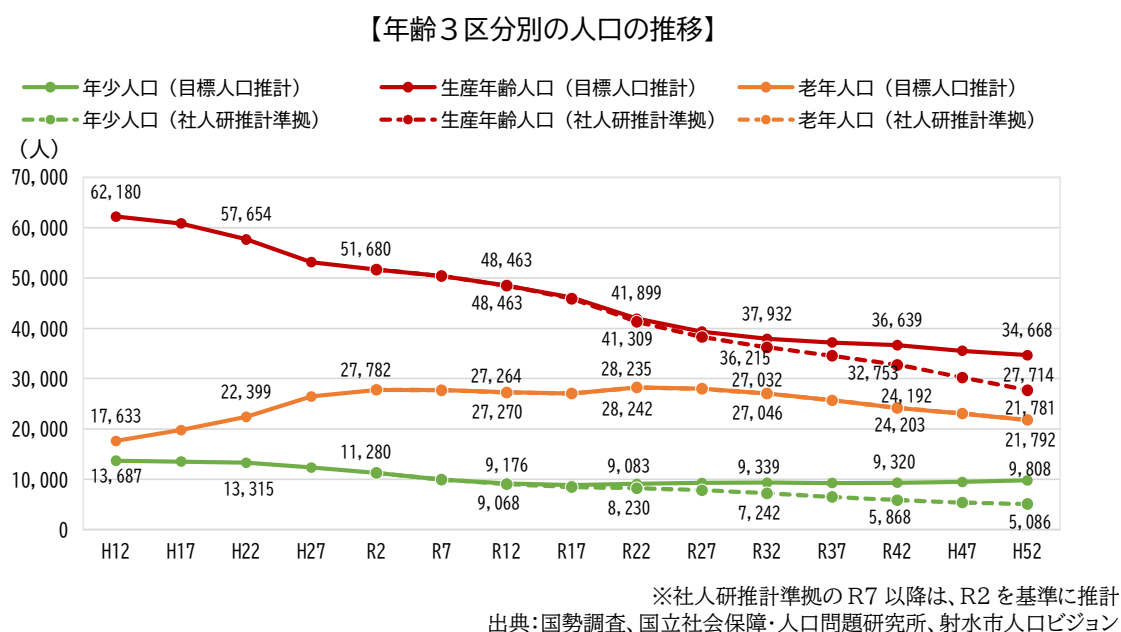
本市の人口は、令和2年で約9.1万人となっており、平成17年調査でピークを迎えて以降は減少傾向となっており、今後もこの傾向は続くと推計されています。



(2) 3区分の年齢別推移

年齢3区分人口は、令和2年で年少人口（15歳未満）が約1.1万人、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が約5.2万人、老年人口（65歳以上）が約2.8万人となっており、今後特に若い世代が減少すると見込まれています。

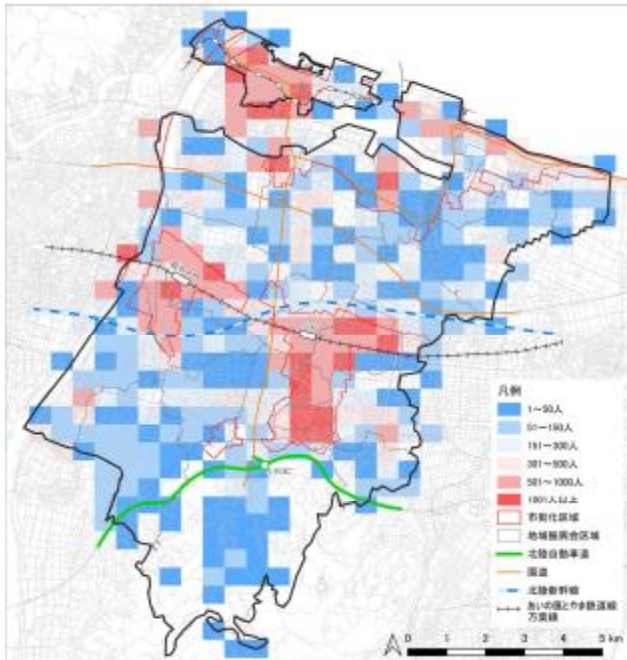
公園の維持管理の観点でみると、少子高齢化による担い手不足が懸念されます。



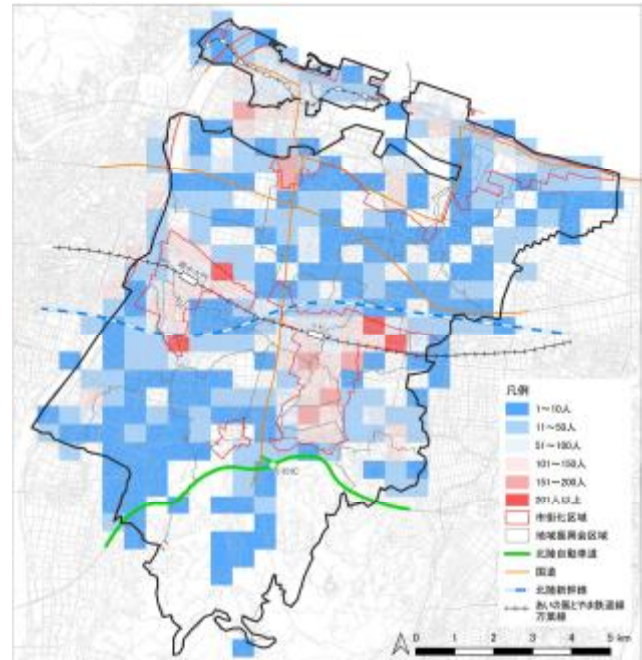
(3) 人口分布

本市の人口は、主に鉄道駅を中心に広がりが見られます。年少人口は大島エリアや小杉エリアの市街化区域で多くなっており、老年人口は新湊エリアの北西側や小杉エリアの中心部で多くなっています。

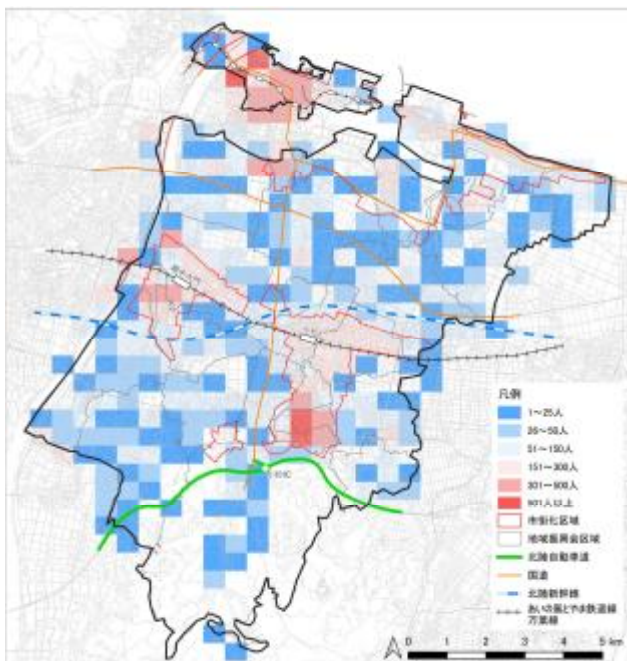
【500mメッシュ総人口】



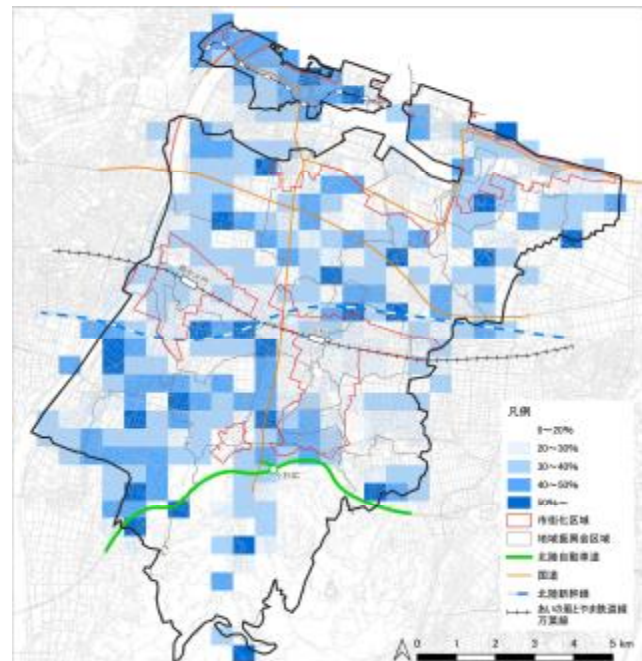
【500mメッシュ年少人口】



【500mメッシュ老年人口】



【500mメッシュ高齢化率】



資料：令和2年国勢調査

2. 公園緑地の整備状況

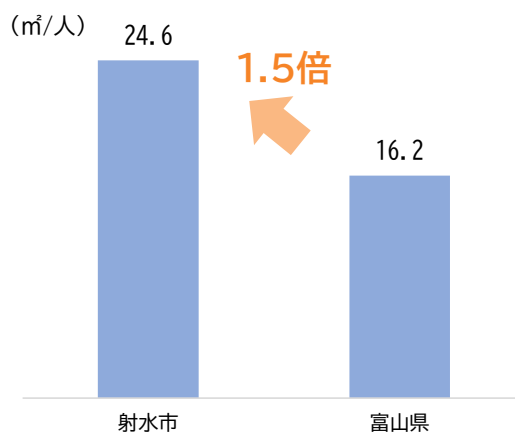
本市の公園緑地は、令和7年4月1日時点で、都市公園（県管理分を含む）が152箇所、その他公園が152箇所あり、合わせて304箇所、総面積は約230haです。

一人当たりの都市公園面積は24.6㎡であり、富山県全体（16.2㎡）と比較すると、約1.5倍と高い水準で整備されています。

【公園緑地数と面積】

区分		箇所	面積 (ha)	備考
都市公園	街区公園	115	20.45	
	近隣公園	9	17.50	三日曾根公園、グリーンパークだいもん、天池公園など
	地区公園	3	13.32	足洗湯公園、大島北野河川公園、大島中央公園
	運動公園	1	9.36	歌の森運動公園
	広域公園	1	95.90	県民公園太閤山ランド(県管理)
	風致公園	1	19.70	薬勝寺池公園
	歴史公園	1	1.58	中山公園
	緩衝緑地	1	9.70	県民公園新港の森(県管理)
	都市緑地	19	32.84	海老江緑地、庄川右岸緑地、太閤山第1号緑地など
	緑道	1	0.95	いさりび緑道
小 計		152	221.30	
緑地 公共施設	その他公園	152	8.91	児童遊園地、小公園、公民館緑地など
合 計		304	230.21	

【一人当たりの都市公園面積の比較】



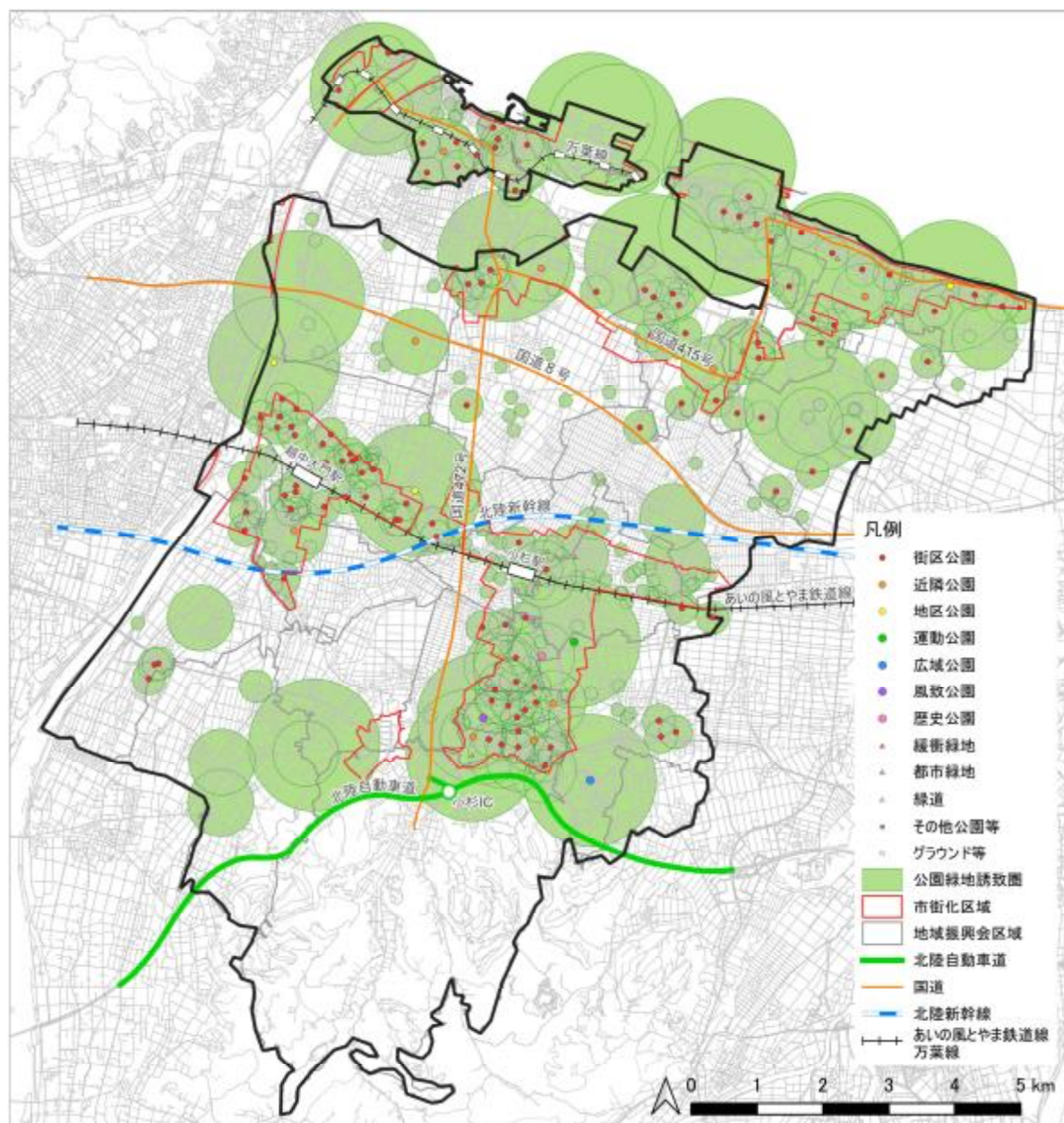
出典：庁内資料（令和7年4月1日時点）

富山県 国土交通省都市公園データベース「都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」（令和6年3月31日時点）

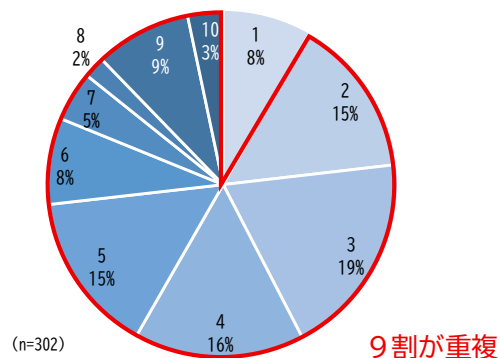
3. 公園緑地の配置状況

本市で管理する公園緑地の配置状況は、誘致圏※¹の視点で重複状況※²を見ると、全体数の約9割が重複しています。特に越中大門駅の北側や太閤山地域で誘致圏の重複が多く見られます。

【公園緑地の誘致圏】



【公園緑地の重複数】



出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)

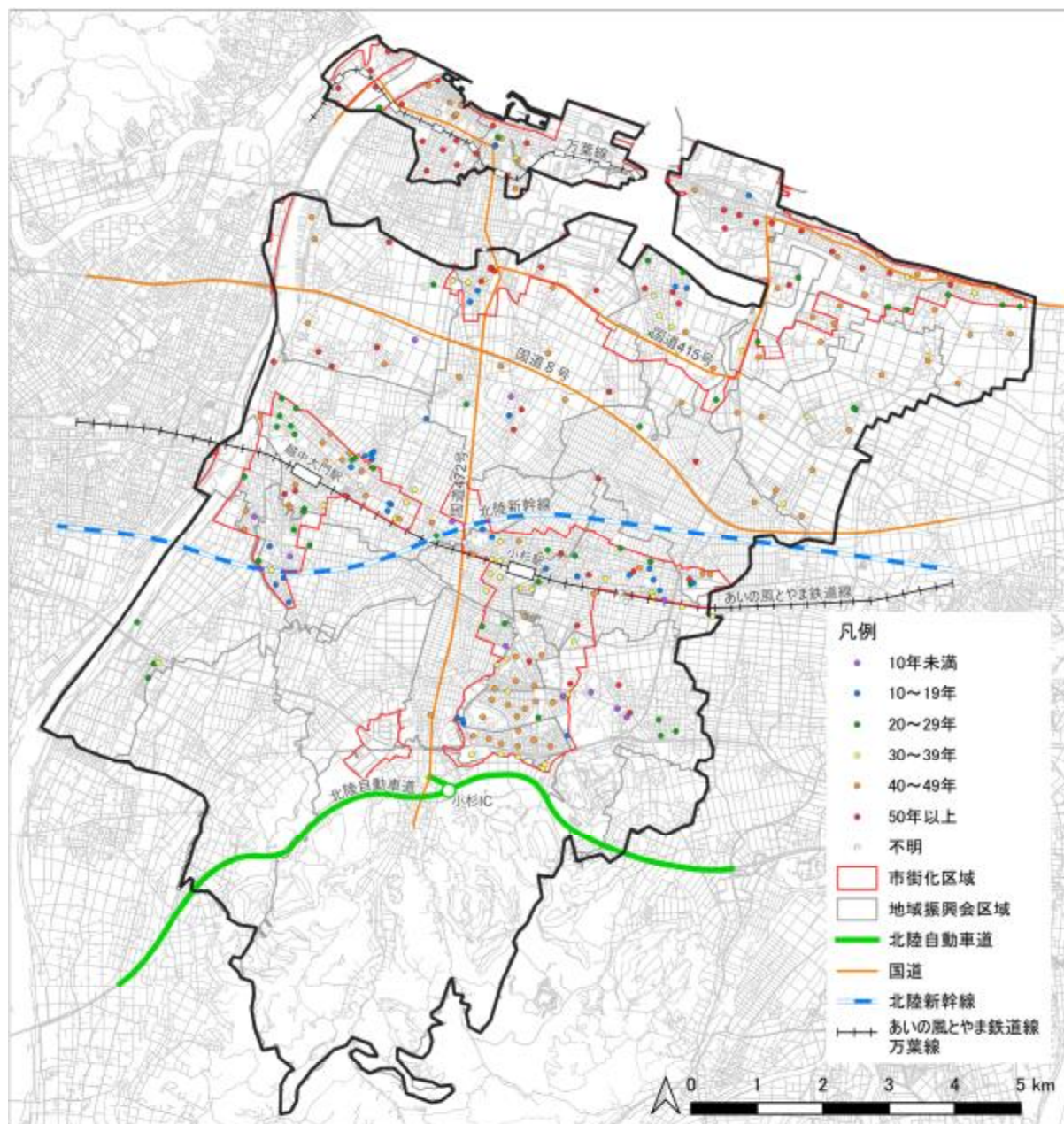
※¹ 誘致圏…公園の誘致距離の基準を基に、主に公園を利用する人の範囲を表した圏域をいう。位置は公園緑地の概ね中心を示す。公共施設緑地(その他公園、公共緑地、グラウンド及び市民農園)及び緑道は半径100m、街区公園は半径250m、近隣公園は半径500m、地区公園は半径1kmで設定している。また、運動公園・広域公園・風致公園・歴史公園・都市緑地はその面積が、街区公園、近隣公園、地区公園の標準面積を満たす公園種別の誘致距離を採用する。

※² 重複状況は、その他公園以外で市が管理する公共緑地(広場、市民農園、パークゴルフ場、地区グラウンドなど)や富山県で管理する都市公園に含まれない公園緑地の誘致圏も重ねて集計している。

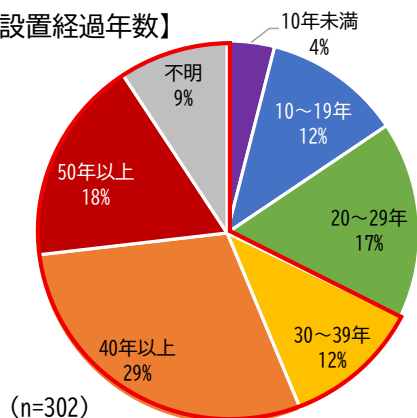
4. 公園緑地の設置経過年数

本市で管理する公園緑地は、全体数の約7割が設置から30年以上経過しており、その多くが新湊エリア北側及び小杉・大門・大島エリアの住宅地に集中しています。設置から年数が経過しているほど、公園施設が老朽化している傾向があります。

【設置経過年数別にみた公園緑地の分布】



【設置経過年数】



7割が設置から30年以上経過

出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)
 ※位置は公園緑地の概ね中心を示す。
 ※2025年を基準年とする。

5. 主要施設の設置状況

本市で管理する都市公園は、「射水市公園施設長寿命化計画」に基づき、緊急度の高いものから修繕、更新及び撤去を計画的に実施していますが、施設の老朽化に伴い、維持管理費が増大し、必要な修繕や更新が追いついていない状況です。

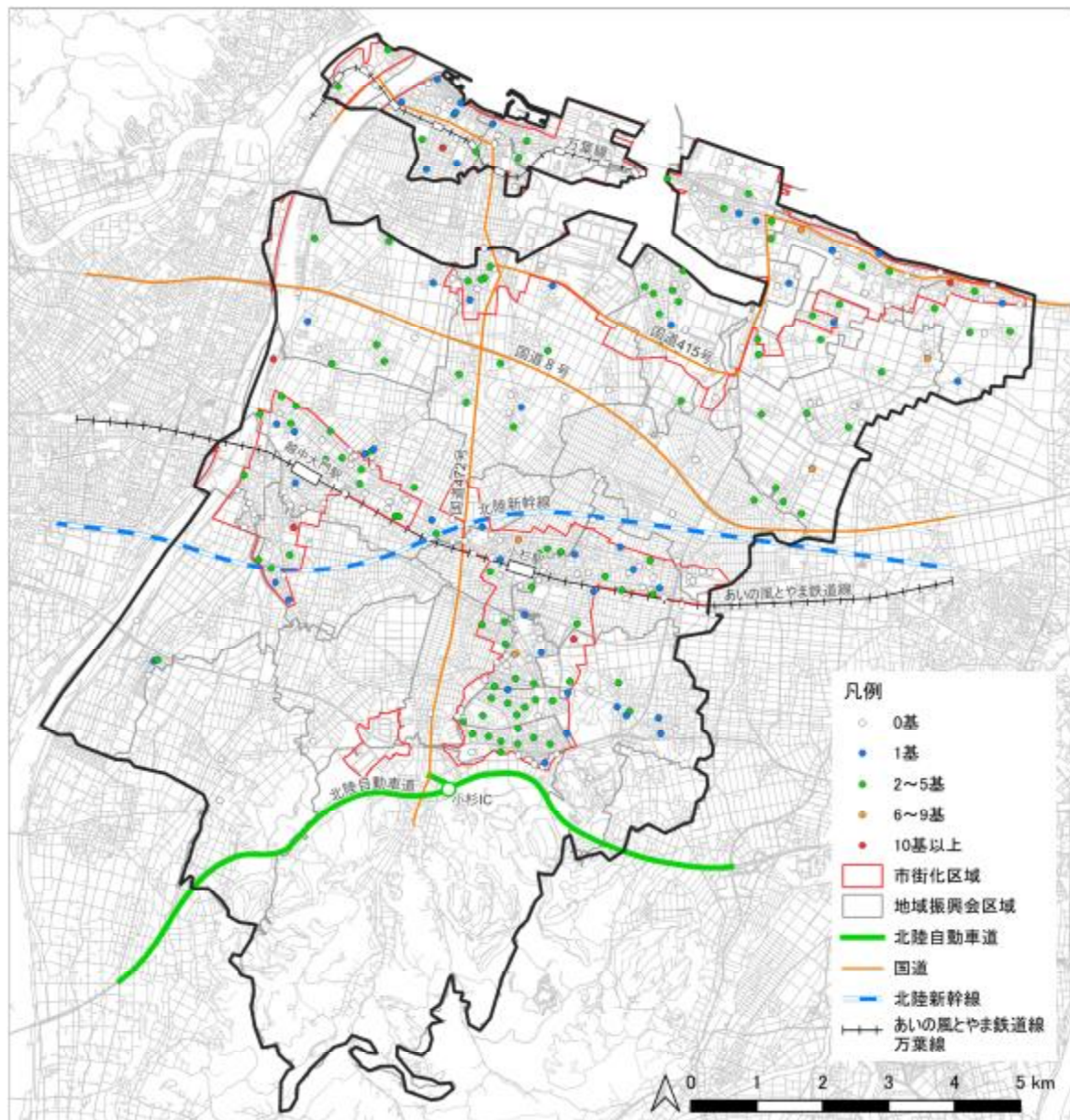
特に遊具、トイレ、パーゴラ・東屋などの主要施設は、更新や大規模な修繕に多額の費用を要するほか、日常的な清掃、点検、修繕などの維持管理にも継続的な費用負担が生じるため、今後は経済的負担の更なる増大が懸念されます。

(1) 遊具

本市で管理する 302 箇所の公園緑地のうち、170 箇所において遊具が設置されており、総遊具数は 572 基です。

遊具の耐用年数は約 10～15 年であり、危険性が高い遊具から順次更新や撤去を進めていますが、老朽化した施設数の増加が課題となっています。

【遊具が設置されている公園緑地の分布（総遊具数別）】

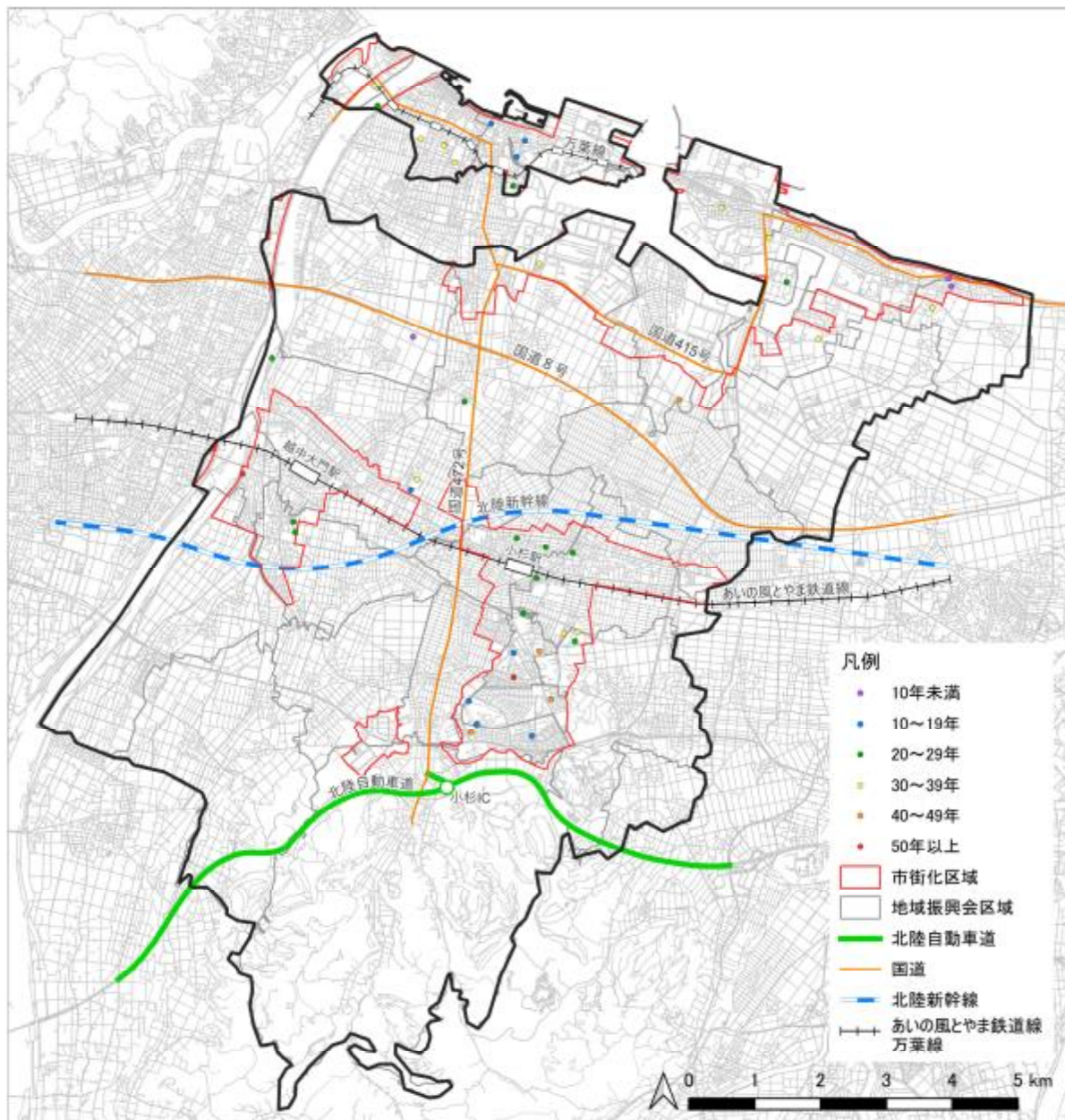


出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)

(2) トイレ

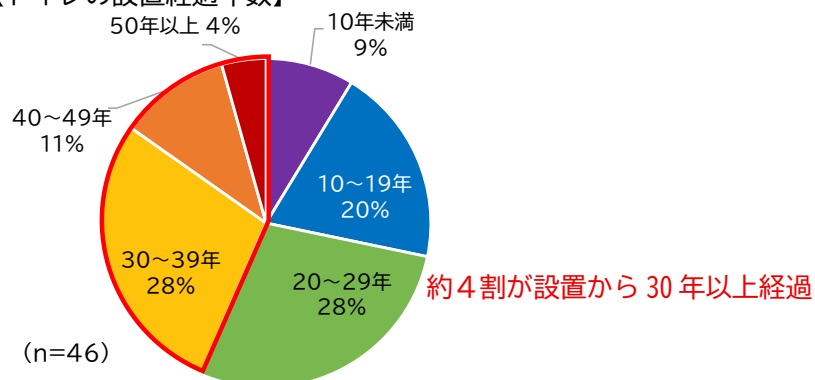
本市で管理する 38 箇所の公園緑地において 46 箇所のトイレが設置されており、約 4 割が設置から 30 年以上経過していることから、トイレの老朽化対策や衛生環境の改善、バリアフリー対応が課題となっています。

【公園緑地に設置されているトイレの分布（設置経過年数別）】



【トイレの設置経過年数】

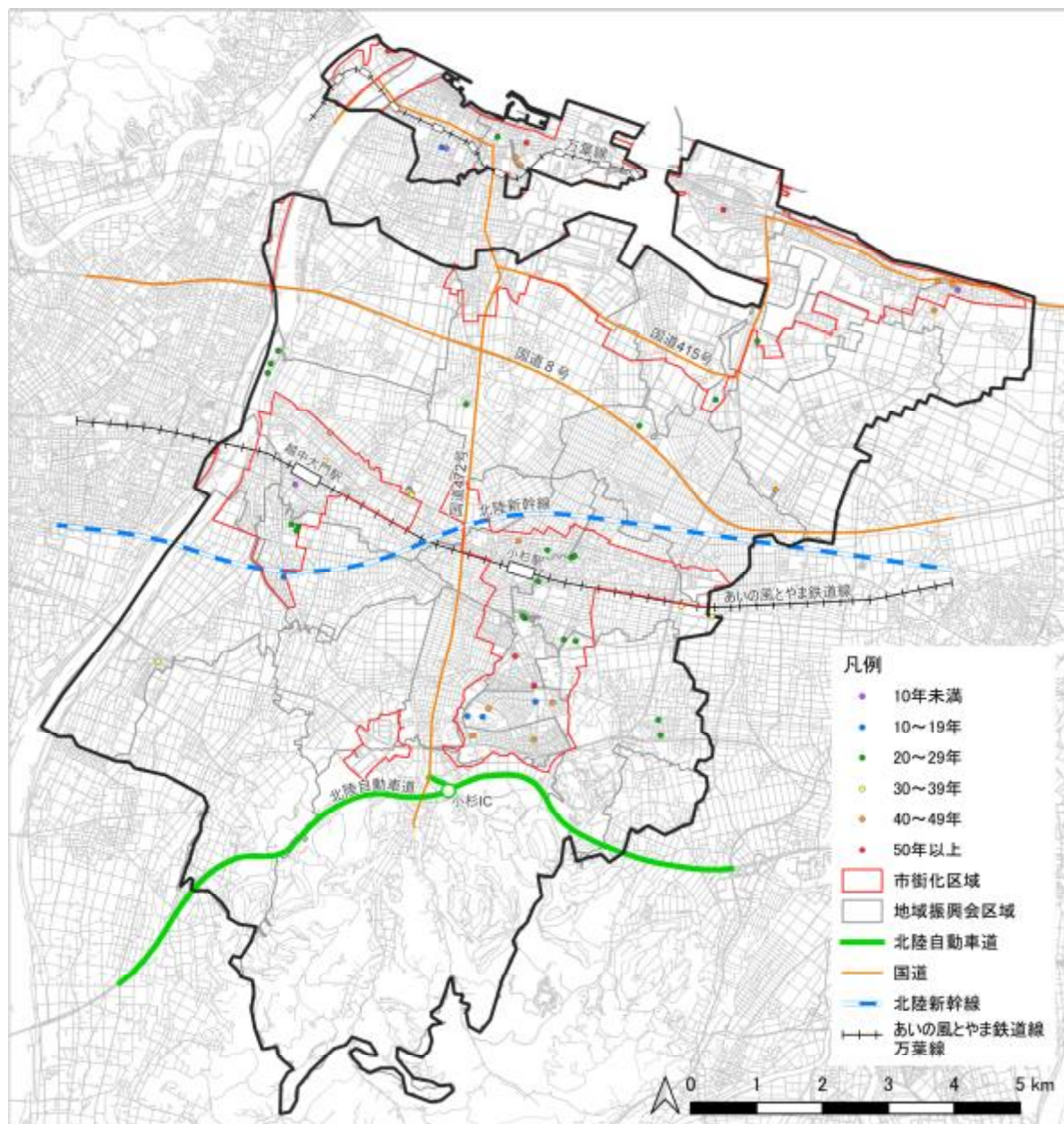
出典：庁内資料（令和7年4月1日時点）



(3) パーゴラ・東屋

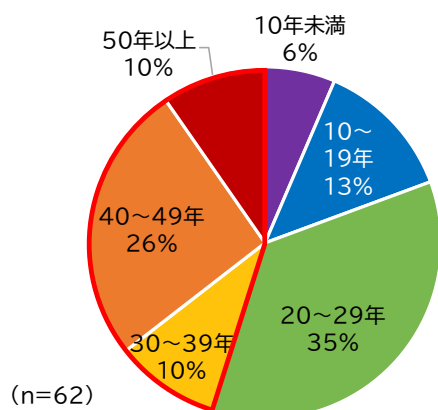
本市で管理する 38 箇所の公園緑地において 62 基のパーゴラや東屋が設置されており、約半数が設置から 30 年以上経過していることから、老朽化した施設数の増加が課題となっています。

【公園緑地に設置されているパーゴラ・東屋の分布（設置経過年数別）】



【パーゴラ・東屋の設置経過年数】

出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)



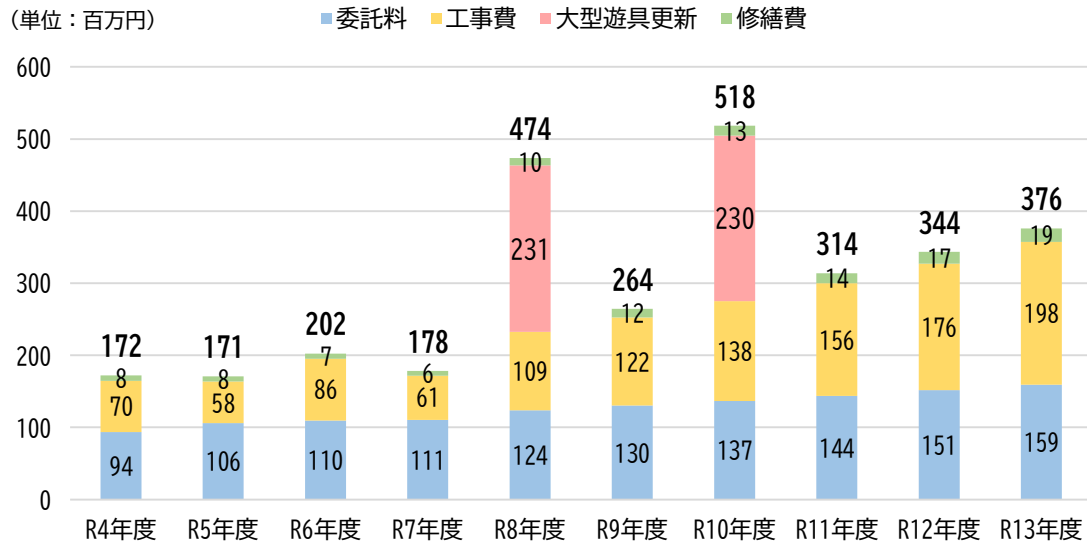
半数が設置から 30 年以上経過

6. 公園緑地の維持管理状況

(1) 維持管理費の推移

植栽の管理や、老朽化に伴う施設の修繕・更新にかかる費用は、近年は2億円程度で推移していますが、令和8年度以降は人件費や物価の高騰の影響を受け、増加傾向が推測されます。

【公園緑地の年間維持管理費の推移】



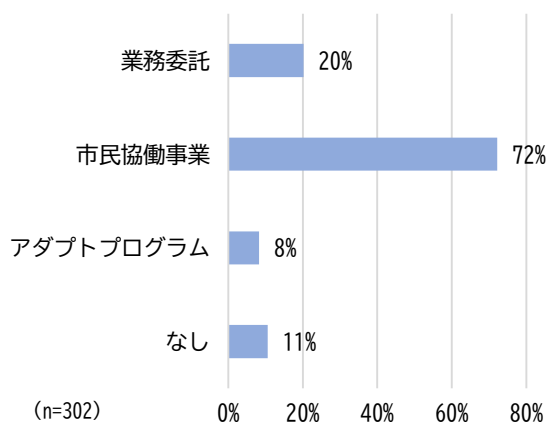
出典：庁内資料(令和8年度以降は推計値)

(2) 公園緑地の管理状況

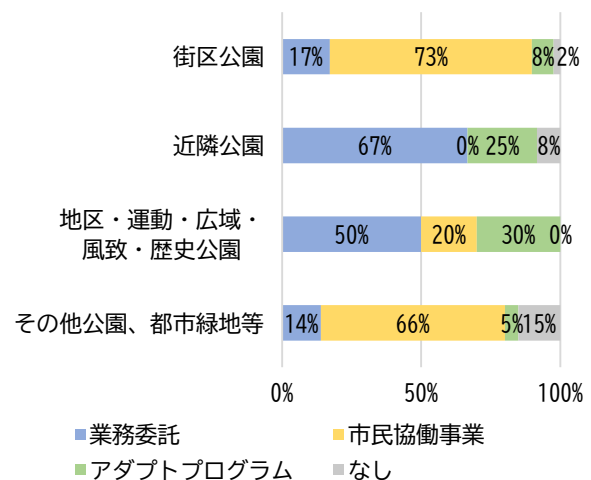
公園緑地数の約7割が市民協働事業によって地域住民の手で草刈りなどの日常管理がされており、約2割が業務委託により管理されています。

日常管理以上の剪定や伐採など植栽の管理は、業務委託にて実施していますが、成長しすぎた樹木の管理が追いついていない状況となっています。

【公園緑地の管理状況】



【公園種別の管理状況の割合】



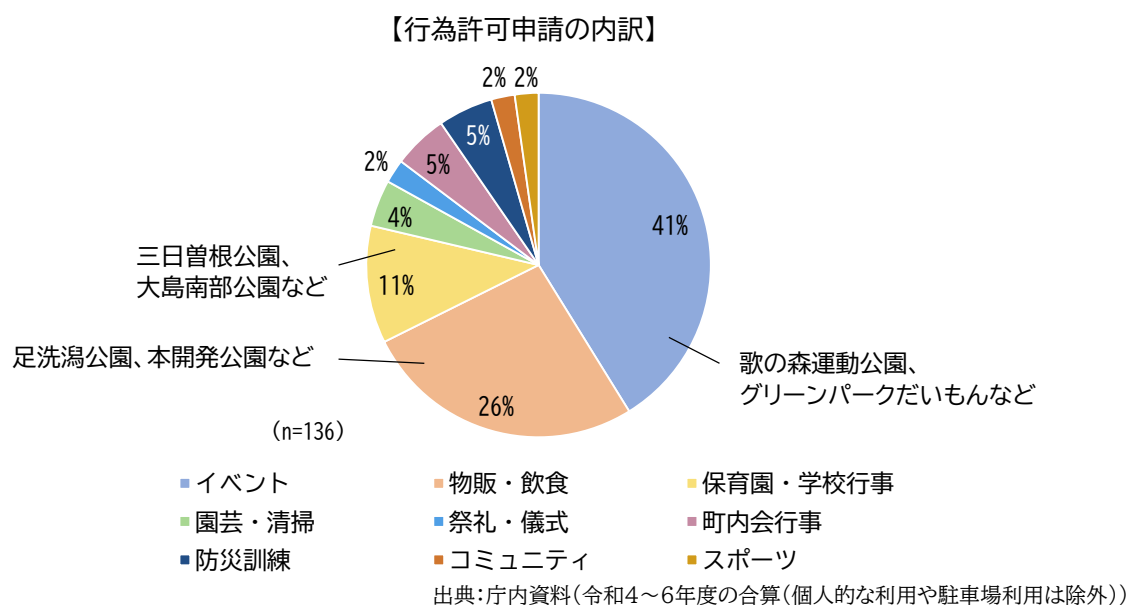
出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)

7. 公園緑地の利活用状況

公園緑地に対して申請される、行為許可申請及び設置・管理許可申請により、どのように公園緑地が利用されているかを定量的に整理します。

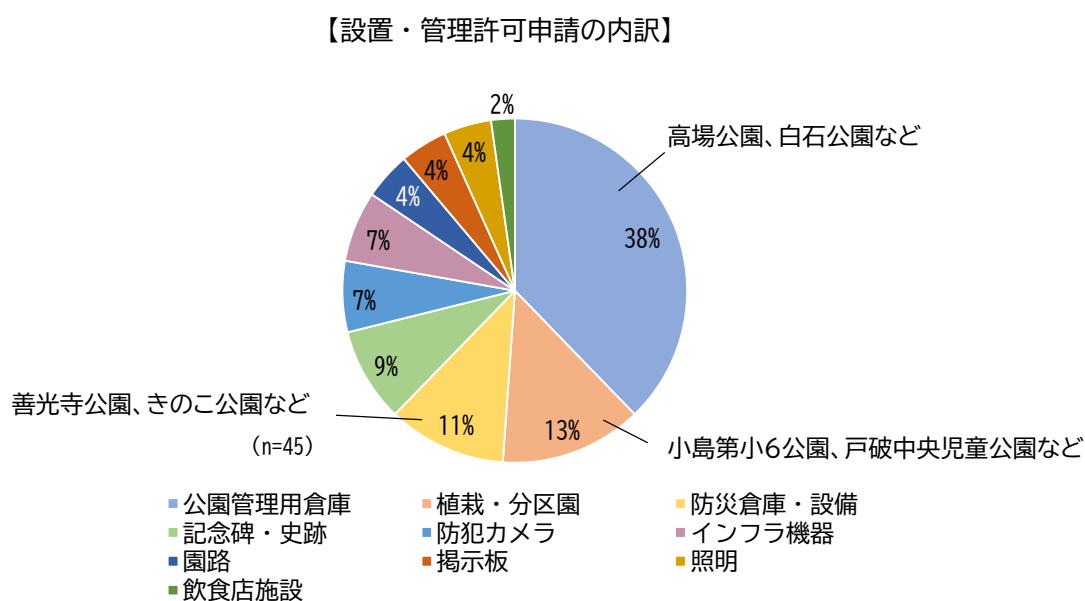
(1) 都市公園内行為許可申請

射水市都市公園条例第7条の規定により、公園緑地を使用したい場合に必要な申請です。過去3年間では、市内17箇所の公園緑地において136件の申請があり、イベントや物販・飲食の申請がここ数年で増加し、申請数の約7割を占めています。



(2) 公園施設設置・管理許可申請

射水市都市公園条例第2条の規定により、公園管理者以外の者が、施設を設置・管理する場合に必要な申請です。市内32箇所の公園緑地に45件の申請があり、公園管理用倉庫が申請数の約4割で最も多くなっています。



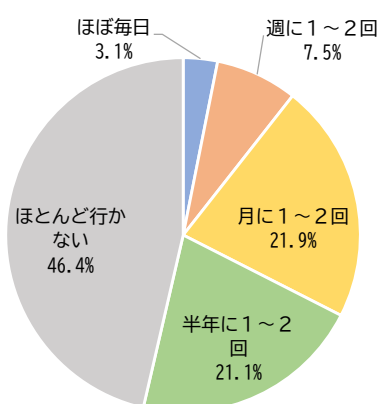
8. 市民の利用状況や意向について

「射水市緑の基本計画」の策定に伴い、満18歳以上の射水市民2,500人を対象に、身近な地域における緑や公園に関して、令和5年9月に住民意向調査を実施しました。その中から、身近な公園緑地の利用状況や再編に対する意向についての質問項目を抜粋し、現況の公園緑地に対するニーズを把握します。

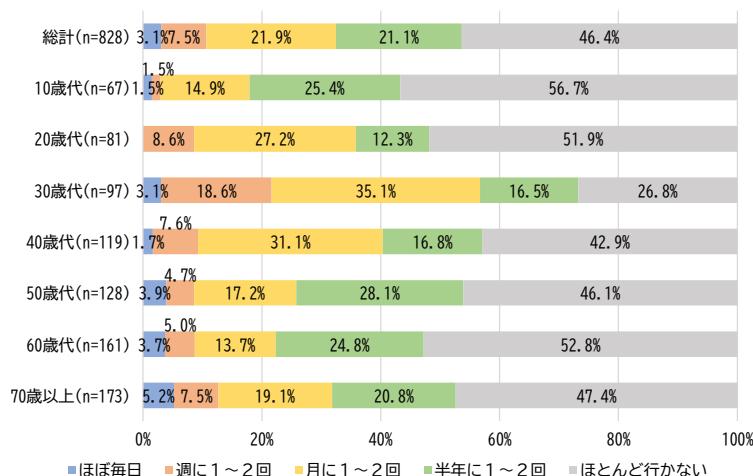
(1) 公園に行く頻度

「ほとんど行かない」が約半数を占めており、次いで「月に1～2回」が21.9%、「半年に1～2回」が21.1%となっています。年代別に見ると、30歳代は他の年代と比較して公園に行く割合が16.1ポイント高くなっています。

【公園に行く頻度（全体）】

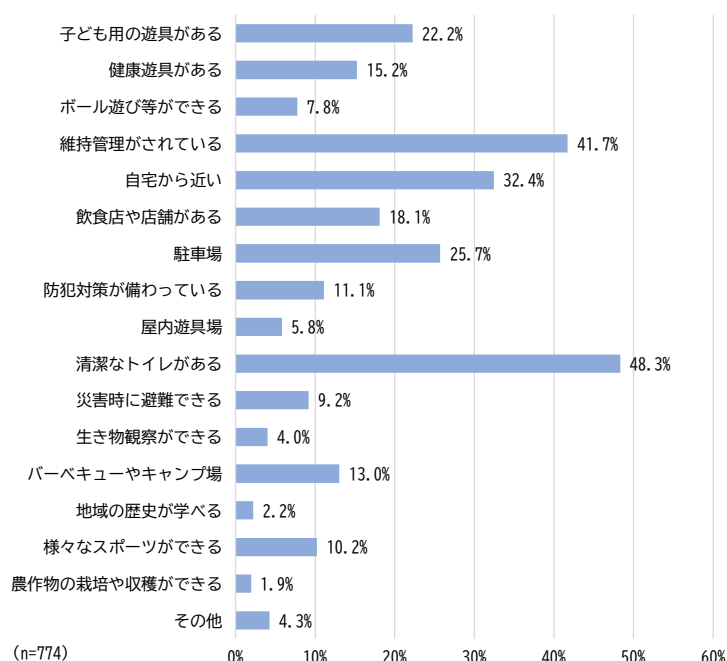


【公園に行く頻度（年代別）】



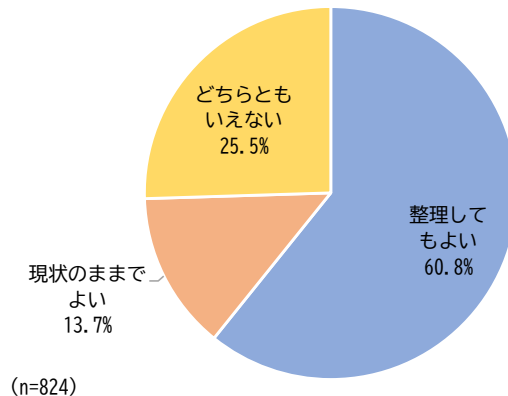
(2) 身近な公園や広場に行きたくなる（行く頻度が上がる）要素（3つまで回答）

「清潔なトイレがある」が48.3%と最も多く、次いで「維持管理がされている」が41.7%、「自宅から近い」が32.4%となっています。



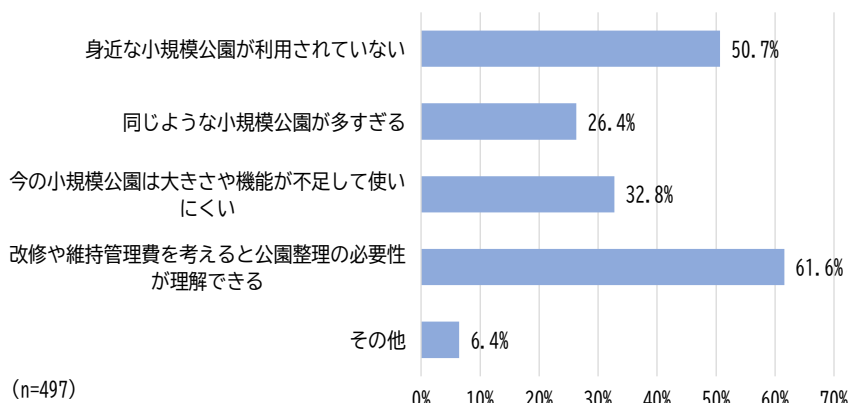
(3) 公園をまとめたり、ニーズに応じた機能にリニューアルすることに対する意向

「整理してもよい」が60.8%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が25.5%、「現状のままでよい」が13.7%となっています。



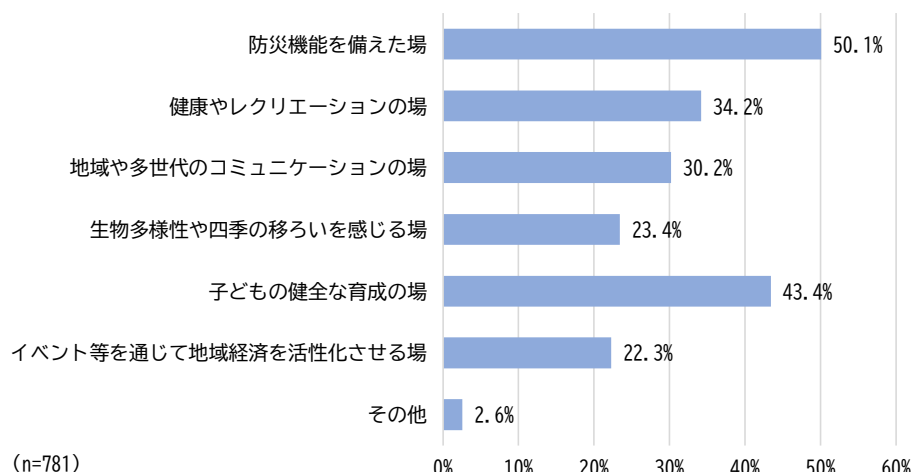
(4) (3) で「整理してもよい」を選択した理由

「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」が61.6%と最も多く、次いで「身近な小規模公園が利用されていない」が50.7%、「今の小規模公園は大きさや機能が不足して使いにくい」が32.8%となっています。



(5) 身近で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

「防災機能を備えた場」が50.1%と最も多く、次いで「子どもの健全な育成の場」が43.4%、「健康やレクリエーションの場」が34.2%となっています。



9. 現況と課題の整理

前章で整理した現況から、本市の公園緑地における課題を整理します。

【項目】	【現況】	【課題】
人口	・人口減少や少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続く見込みである。	→ ①公園緑地の維持管理においても担い手不足が懸念される。
整備	・一人当たりの都市公園面積は24.6 m ² /人であり、県平均の16.2 m ² /人と比較して約1.5倍大きくなっている。	→ ②県平均と比較して都市公園が充実しているが、人口減少の進行により、一人当たりの都市公園面積が増加し住民の負担が増えるため、配置や規模などを見直す必要がある。
配置	・公園緑地数の約9割で誘致圏の重複がみられる。	→ ③公園緑地の近接配置により、利用されていない公園緑地が顕在化しているため、用途や機能の見直しにより効率的な配置が求められる。
設置経過年数	・公園緑地数の約7割が設置から30年以上経過している。	→ ④公園緑地の設置から年数が経ち、公園施設の老朽化が進んでいると推測される。
公園施設	・半数以上の公園緑地に遊具が設置されている。 ・老朽化した公園施設が多数存在している。修繕・更新・撤去は順次行われている。	→ ⑤遊び用途の公園緑地が近接していくつも配置されていたり、公園用途が利用者ニーズと一致していない可能性がある。 ⑥老朽化により対応が必要な施設数が増加していることから、主要施設の方針を定め、計画的な管理が必要である。
維持管理費	・植栽の管理や老朽化に伴う施設の修繕・更新にかかる費用は、年間約2億円程度で推移している。	→ ⑦今後も人件費や物価高騰の影響を受けた増加傾向が推測され、限られた財源で今後も維持管理コストを賄えるかが不透明である。

【項目】	【現況】	【課題】
日常管理	・公園緑地数の7割以上が地域型市民協働事業及びアダプトプログラムにより草刈りなどの日常管理がされている。 ・植栽の管理は業務委託により実施されているが、成長しすぎた樹木の管理が追いついていない。	→ ⑧担い手の高齢化や活動の継続性を考慮すると、管理負担の軽減が必要である。 ⑨植栽や樹木の数や配置の整理が必要である。
利活用状況	・基幹的な公園緑地は、イベントなど不特定多数の利用を目的とした利用がある一方で、規模を問わず学校や地域行事などで近隣住民の利用を目的とした利用がある。 ・申請を伴う利用がない公園緑地は、利用状況の実情把握が困難である。 ・公園緑地は公園管理用または防災倉庫、分区園、防災設備や記念碑などの設置場所として活用されている。	→ ⑩詳細な利用状況や地域住民ニーズを把握し、公園緑地の必要性や機能などの整理が必要である。
市民ニーズ (アンケートより)	・公園に行く頻度は低いが、清潔なトイレであることや、維持管理がされていれば公園に行く頻度が上がると回答している。 ・回答者の約6割が「利用されていない公園を整理してもよい」と回答している。 ・利用されていない公園や広場等の活用方法として、防災機能を備えた場や子どもの健全な育成の場とすることが求められている。	→ ⑪行きたくなる公園緑地となるよう、公園施設の充実や維持管理の改善が必要である。 ⑫地域住民の合意形成を図りつつ、地域性や世代、利用状況に応じた公園緑地の機能分担、再編・統廃合を検討する必要がある。

第3章 公園緑地の再編に向けて

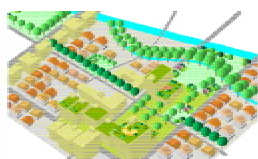
1. 公園緑地の効果とは

公園緑地の効果は、一般的に存在効果と利用効果に大別されます。存在効果は、公園緑地が存在することによって、都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり、利用効果は、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果のことです。

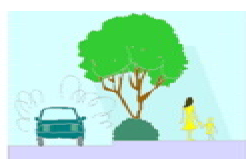
【公園緑地の効果】

分類	内容	
存在効果	都市形態規制効果	無秩序な市街化の連担の防止等都市の発展形態の規制・誘導
	環境衛生的効果	ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等
	防災効果	大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等
	心理的效果	みどりによる心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養
	経済的效果	みどりの存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値
	自然環境保全効果	
	生物の生息環境保全効果	
利用効果	休養・休息の場	
	子どもの健全な育成の場	
	競技スポーツ、健康運動の場	
	教養、文化活動等様々な余暇活動の場	
	地域のコミュニティ活動、参加活動の場	

存在効果



緑の適切な配置による
良好な街並みの形成



緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



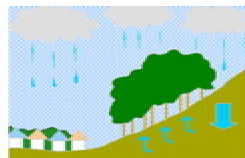
省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)



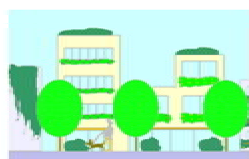
延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



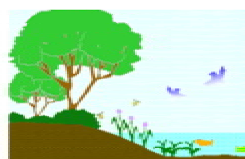
流出量の調整・洪水の予防



都市景観に潤いと秩序を与
える

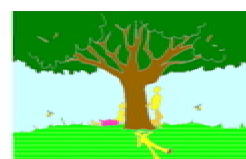


行楽・観光の拠点

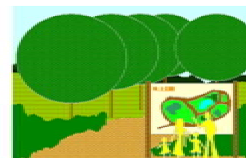


生物の生息環境

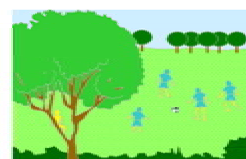
利用効果



休養・休息の場



教養、文化活動等様々な
余暇活動の場



子供の健全な育成の場・
競技スポーツ健康運動の場

出典：公園緑地マニュアル令和5年度版

2. 基本方針

前章の現況と課題の整理及び公園緑地の効果を踏まえ、本市で管理する公園緑地の機能分担、再編・統廃合など、機能再編に向けた基本的な考え方を下記に示します。

基本方針1 多様なニーズに応じた特色ある公園づくりの推進

関連する課題：⑤、⑩、⑪、⑫

- ・利用者ニーズ調査などにより公園緑地ごとの使われ方を把握し、より多様な地域・年代に利用される賑わいある公園緑地を目指します。
- ・機能再編を地域住民とともに進め、地域特性や利用者ニーズに応じた特色ある公園づくりを推進します。
- ・遊び・交流・防災・環境など多様な機能をバランス良く充実・強化させることでストック効果を高め、魅力ある公園づくりを目指します。

基本方針2 公園緑地の再編による維持管理コストの適正化

関連する課題：①、④、⑥、⑦、⑧、⑨

- ・公園の配置や公園施設の設置数を評価・整理し、計画的に修繕・更新・撤去を進めることで、維持管理コストの適正化を目指します。
- ・大型遊具の更新などの大規模な支出が特定の期間に集中しないよう、計画的な投資を行い、財政負担の平準化を図ります。

基本方針3 持続可能な公園管理体制の構築

関連する課題：②、③、⑧、⑩、⑫

- ・公園緑地の機能分担、再編・統廃合により、本市が将来にわたって継続的に管理が行き届く公園の配置や規模を目指します。
- ・地域住民が主体的に身近な公園緑地について検討する機会を創出することにより、地域住民にとっても管理しやすく、愛着の醸成につながる事業を目指します。

3. 再編の考え方

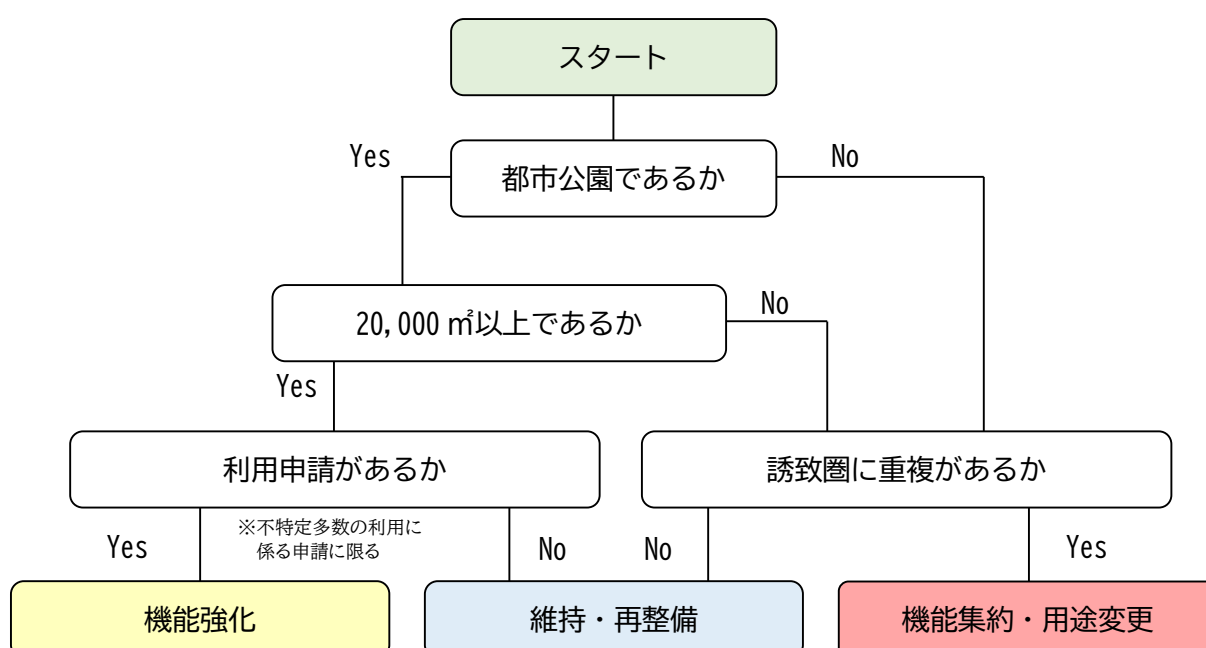
公園緑地の再編にあたっては、公園緑地の規模や利用状況などを踏まえ、見直しの方向性を「機能強化」、「維持・再整備」、「機能集約・用途変更」の3つに分類します。

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地に対しては、さらに公園緑地の充足状況や経過年数及び誘致圏内の人口を基に評価を行い、再編の優先度を設定します。

また、公園緑地の主要施設である遊具、トイレ、パーゴラ・東屋についても、社会情勢の変化に伴い、効果的かつ持続可能な公園管理の運営が求められることから、見直しの方向性ごとに再編方針を定めます。

(1) 見直しの方向性

各公園緑地における見直しの方向性を以下のフローによって判定します。

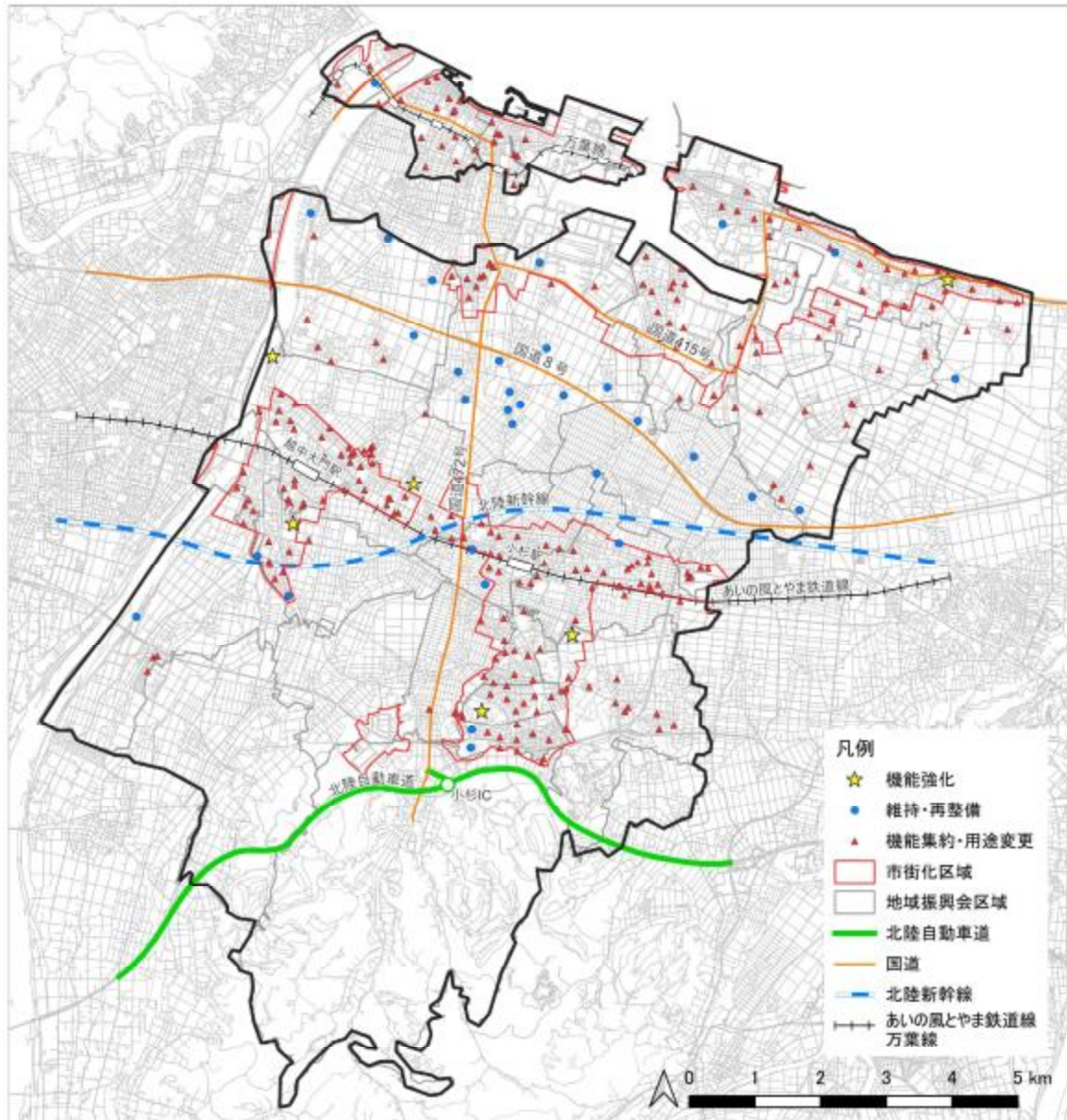


【条件設定の意図】

条件	意図（ねらい）
都市公園であるか	都市公園法に基づき整備された都市公園かを確認する。
20,000 m ² 以上か	近隣公園の標準規模である20,000 m ² 以上の面積規模の場合、広域からの利用も想定し、維持管理や機能強化を行っていく必要があるとみなす。
利用申請※1 があるか	イベント開催など不特定多数の目的で利用されている公園緑地かを把握する。
誘致圏に重複があるか	地域内の公園で利用に偏りがあることが想定されるため、公園緑地が近接しているか配置を確認する。

※1 都市公園内行為許可申請があった公園（令和4～6年度）のうち、地域コミュニティ活動やマルシェなど不特定多数の利用目的で申請があった公園（個人的な利用や駐車場利用は除外）

【判定別にみた公園緑地の分布】



見直しの方向性	内容	公園緑地数
機能強化	近隣に居住する者の利用だけでなく、広域からも利用される重要度が高い公園緑地と捉え、現況の公園機能を維持するだけでなく、新たな機能を持つ施設の新設や改築を行うことで、魅力向上を図る。	6 (0)
維持 再整備	当該公園緑地が位置する街区に居住する者の利用を目的に、現況の公園機能や施設を維持する。また、必要に応じて利用状況や地域のニーズ・実情に合わせた整備を行う。	32 (23)
機能集約 用途変更	地域のニーズを踏まえ、機能の分担・集約や、縮小・廃止による用途変更などにより、公園ストックの最適化と再編を図る。	264 (129)
合計		302 (152)

※()内はその他公園の内数を示す

(2) 公園緑地の再編の優先度

見直しの方向性で「機能集約・用途変更」に該当する 264 箇所の公園緑地において、以下の3つの項目により評価し、再編の優先度を決定します。

各項目における課題が多いほど配点を低く設定し、合計評価点が低いほど再編の優先度が高い公園緑地とします。

【評価方法】

評価項目	評価基準	評価点	考え方
1 充足状況 (誘致圏の重複数) 対象の公園緑地を含めた誘致圏内の公園緑地の最大重複数	4 以上	1 点	近接する公園緑地が多いと、同種の遊具が複数公園に設置されているなど非効率な配置になっていることや、利用頻度の偏りが顕在化していることが推測されるため。
	3	2 点	
	2	3 点	
	1	4 点	
2 経過年数 設置年数がわからないものは、設置施設のうち最も古い設置年を採用	50 年以上・不明	1 点	老朽化が進んでいる公園は、ストック再編の優先度が高いと推測されるため。
	40 年以上 50 年未満	2 点	
	30 年以上 40 年未満	3 点	
	20 年以上 30 年未満	4 点	
	10 年以上 20 年未満	5 点	
	10 年未満	6 点	
3 誘致圏内の人口 国勢調査基本単位区の人口を誘致圏の面積で按分	100 人未満	1 点	誘致圏内の人口が多いほど、再編後も多くの公園利用者が見込めるため。
	100～199 人	2 点	
	200～299 人	3 点	
	300 人以上	4 点	

【評価結果】

合計評価点	公園緑地数		再編の優先度
3 点	7 (7)	57 (47)	高
4 点	12 (10)		
5 点	38 (30)		
6 点	46 (16)	157 (62)	中
7 点	64 (21)		
8 点	47 (25)		
9 点	31 (12)	50 (20)	低
10 点	15 (6)		
11 点	4 (2)		
合計	264 (129)		

※()内はその他公園の内数を示す

(3) 主要施設の再編方針

公園緑地の主要施設(遊具、トイレ、パーゴラ・東屋)について、次のとおり見直しの方向性ごとに再編方針を定め、必要性、利用状況、施設の老朽度などを総合的に判断し、主要施設の再編に取り組みます。

【主要施設の再編方針】

施設	見直しの方向性		
	機能強化	維持・再整備	機能集約・用途変更
遊具	重点的かつ計画的に更新・新設	計画的な更新・新設	機能分担や集約、撤去
トイレ	更新または機能強化	計画的な更新	撤去
パーゴラ・東屋	更新または機能強化	計画的な更新	撤去

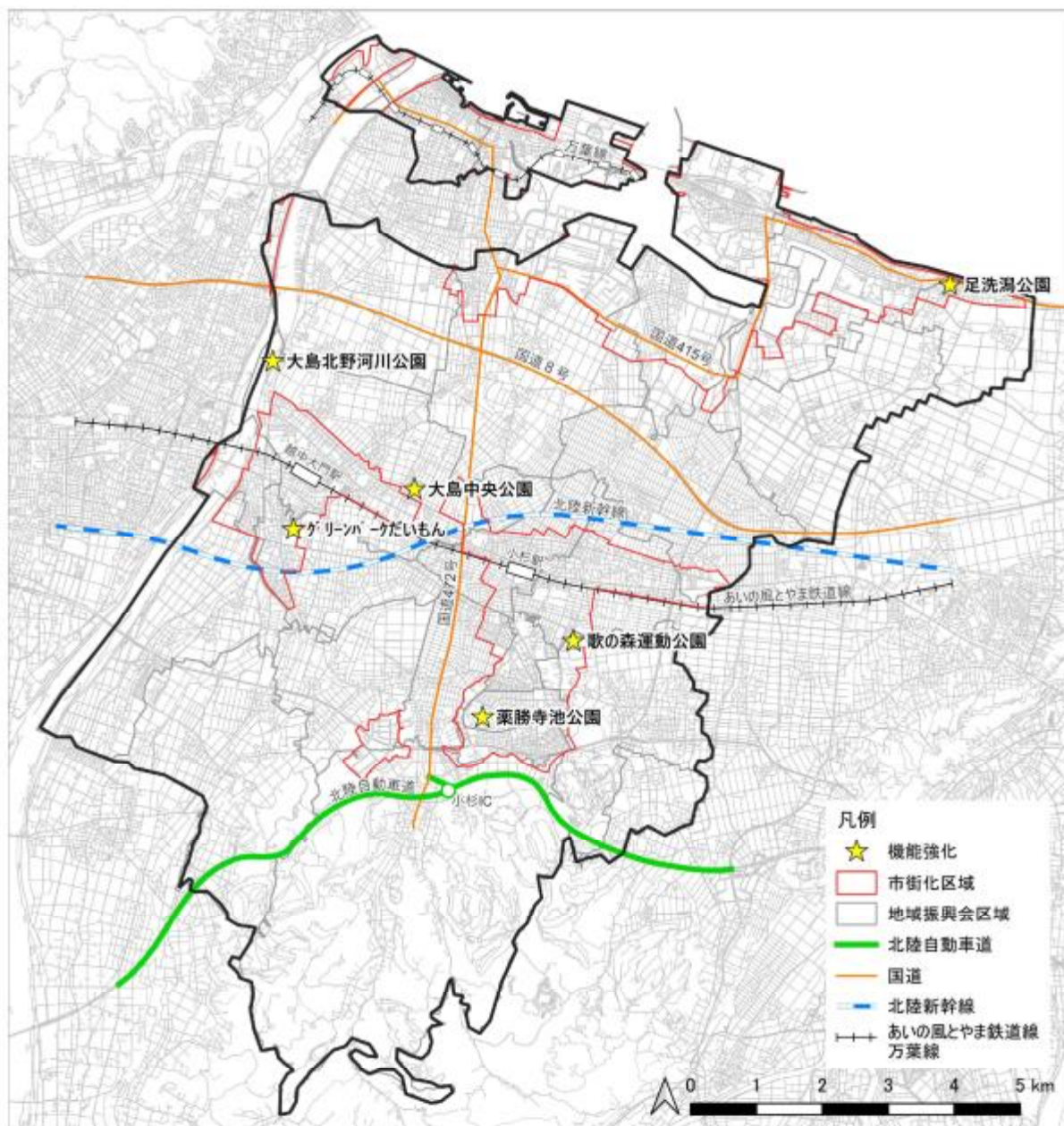
4. 今後の取組

(1) 見直しの方向性ごとの取組内容

見直しの方向性ごとの主な取組内容は次のとおりであり、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組みます。

1) 機能強化

【機能強化に判定された公園緑地の分布】

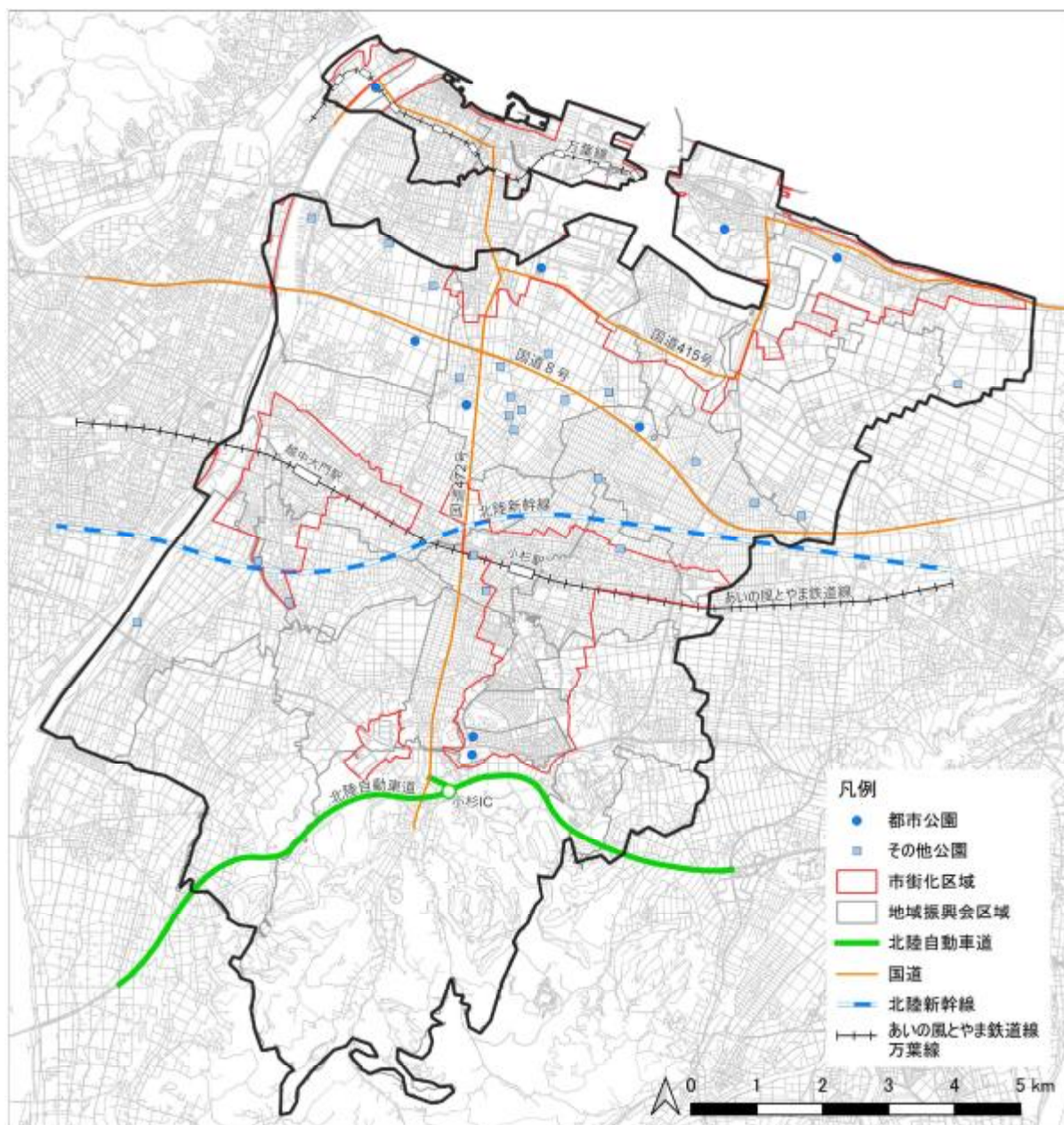


主な取組内容

- ・ インクルーシブな遊具や健康遊具など多様な利用に応じた遊具整備
- ・ 歩きやすい園路、屋内遊具場、水遊びができる施設など利用価値を高める機能の追加
- ・ 駐車スペースや休憩施設の増設、トイレなど便益施設の更新
- ・ イベントなどで活用できる多目的スペースの再整備
- ・ 安全性・快適性に配慮した園路整備やフェンス、側溝蓋の設置
- ・ 緊急避難場所となる公園緑地へ防災機能を高める施設の整備

2) 維持・再整備

【維持・再整備に判定された公園緑地の分布】

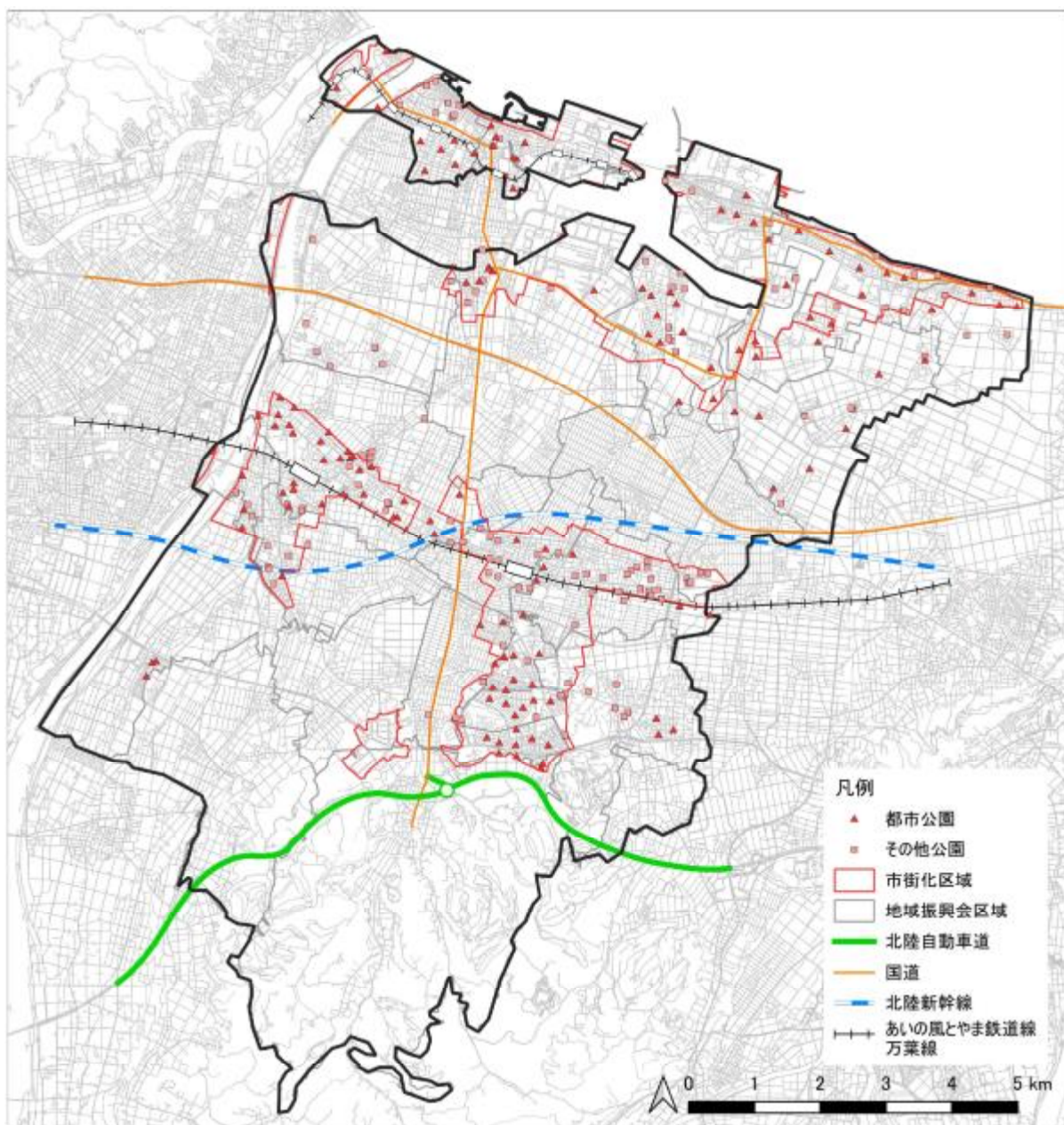


主な取組内容

- ・遊具、トイレ、パーゴラ・東屋など老朽化施設の計画的な更新
- ・成長しすぎたの植栽の計画的な管理
- ・安全性・快適性に配慮した園路整備やフェンス、側溝蓋の設置

3) 機能集約・用途変更

【機能集約・用途変更に判定された公園緑地の分布】



主な取組内容

- ・複数公園の機能の集約（周辺で重複する遊具や広場の整理）
- ・コミュニティセンター周辺での駐車場化など、地域の実情に応じた用途変更
- ・高齢化が進む地域における維持管理しやすい施設整備の検討
- ・活用されていない公園緑地の統廃合や規模縮小の検討
- ・観光エリア周辺など駐車場が不足するエリアでの多目的な活用検討
- ・保育園の周辺など、必要性が高い公園緑地への機能集約
- ・企業団地内など立地特性に応じた用途変更や施設整備の検討

(2) 再編の進め方

再編の個別計画の策定については、以下の手順で行います。

1. 対象エリアの抽出

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地が密集している地域を、再編の実施エリアとして設定します。

2. 実施エリア内の公園緑地における利用状況などの把握

各公園緑地の利用頻度や困りごと、必要な機能などを把握するために、地域住民へアンケート調査等を実施します。また、子育て世代や高齢者、保育所・小学校、地域振興会など多様な世代や関係機関の方々と必要に応じて対話の機会を設けます。

3. 個別計画（素案）の検討

地域住民へのアンケート調査や対話で得られた内容や、法的・技術的・予算的な制約を整理し、具体的な個別計画の素案を作成します。

4. 具体的な個別計画の策定

個別計画（素案）をもとに、地域振興会など関係者との合意形成を図り、各公園緑地の具体的な個別計画を決定します。

5. 再編の実施

個別計画に基づき、整備を実施します。各公園緑地の整備にあたっては、近隣住民や関係機関と連携しながら段階的に取り組みます。

6. 効果検証

対象エリアにおける公園緑地の再整備が完了した時点で、公園緑地の再編による利用頻度や地域住民の意識の変化などの効果を検証し、他エリアでの効果的な再編事業につなげます。

(3) 実現に向けて

公園緑地の再編にあたり、見直しの方向性や再編の優先度を客観的に評価した結果、太閤山地域など都市計画法や土地区画整理法に基づく宅地造成が行われた地域では、誘致圏の重複が多くみられ、再編の優先度が高い公園緑地が密集しています。このような地域を念頭に置きながら、本計画で定めた方針や評価及び財政面を考慮しつつ、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組みます。

また、公園ストック全体の最適化を目指すため、公園緑地数や機能、施設数の縮小や縮減が必須である一方、公園緑地への遊具の新設や園路・広場の更新を含め機能を充実させたり、複数の小規模公園を集約した新たな中規模公園の新設も必要に応じて検討します。

その他、都市計画法や土地区画整理法に基づき整備される開発公園や、国土強靱化計画など関連計画に基づき、政策的に整備される公園緑地については、既存の公園緑地を含めながら、施設内容を検討します。

5. 目標設定と計画の進行管理

(1) 再編の目標指標

本計画では、ストック再編に取り組んだ公園緑地数を目標指数として設定します。

【目標指標】

指標	現況 令和7年度	中間年次 令和15年度	目標年次 令和25年度
ストック再編に取り組んだ公園緑地数	—	30箇所	60箇所

(2) 本計画の管理と見直しについて

本計画は、令和25(2043)年度が目標年次となっていますが、社会情勢の変化や、計画を推進していく上で得られる知見や新たな課題などを踏まえ、射水市緑の基本計画等の関連計画の見直しにあわせ、本計画も定期的に検証・見直しを行うことを想定します。

令和7年度道路除雪実施計画について

冬の到来に備え積雪時における円滑な道路交通を確保するため、令和7年度道路除雪実施計画を作成しました。

本市では、本年度も道路監視カメラや積雪センサーによるリアルタイムな情報を活用し、県や高岡市とも連携を図りながら効率的な除雪業務を行います。

1 重点項目

- (1) 初動除雪の徹底、ていねいな除雪及び適切な排雪の実施
- (2) 小型除排雪機械の無償貸与による、地域ぐるみ除排雪活動の推進
- (3) 通学路、主要施設周辺歩道の早朝除雪の実施
- (4) 急坂、橋梁及びカーブ等への凍結防止剤散布の実施

2 除雪車出動基準

積雪深が10cmを超え、気象情報などから更に降雪が予想されるとき。

3 除雪計画路線

(単位：km)

項 目	令和7年度	令和6年度	対前年度
市道総延長	856.5	855.7	+0.8
機械除雪延長	534.1	532.0	+2.1
消雪延長	182.3	182.3	±0
除雪延長合計	716.4	714.3	+2.1
歩道除雪	93.6	93.1	+0.5

4 協力業者数及び除雪機械台数

	令和7年度	令和6年度	対前年度
協力業者数	130 社	130 社	±0 社
除雪機械台数	357 台	354 台	+3 台

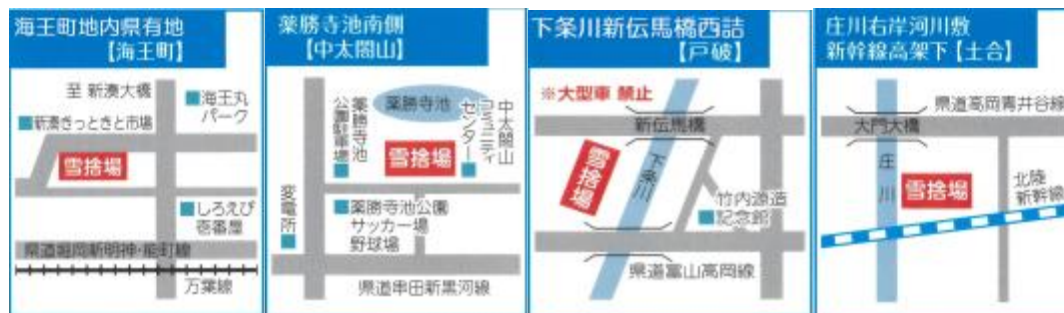
5 市民への協力依頼

- (1) 除雪車の支障となる路上駐車をしないでください。
- (2) 交通障害となるため、道路への投雪をしないでください。
- (3) 除雪車や庭木の損傷をさけるため、道路にはみ出ている庭木の剪定を行ってください。
- (4) 自宅周辺は各家庭で除雪を行ってください。
- (5) 作業中の除雪車に近寄らないでください。
- (6) 大雪時は不要不急の外出を控えてください。

6 雪捨て場

市内の雪捨て場は4か所あり、海王町地内県有地【海王町】、薬勝寺池南側【中太閤山】、下条川新伝馬橋西詰【戸破】、庄川右岸河川敷新幹線高架下【土合】に設置しています。

なお、災害級の大雪時には、富山県が射水市海王町地内港湾緑地に臨時雪捨て場を開設します。



今年度、クリーンピア射水に雪捨て場は設置しません。

※広報12月号及び市ホームページで案内しています。

7 地域住民との連携

市道除雪を補完するため、地域の生活道路や歩道の除雪を行う地域ぐるみ除排雪については、小型除排雪機械を無償貸与し、地域住民と連携した道路除雪を実施します。

8 除雪に関する情報提供および情報収集

除雪車の出動、雪捨て場の状況及び道路監視カメラの画像などは、市ホームページ、市LINE公式アカウントにて情報提供を行います。

道路監視カメラや積雪センサーを活用して路面や降雪に関する情報収集を行い、効率的な除雪業務に努めます。

9 道路除雪対策本部の設置

設置期間	令和7年12月1日～令和8年3月31日
設置場所	射水市役所（大島分庁舎2階）
問合せ先	0766-51-6689

令和 7 年度

道路除雪実施計画

除雪車に近づかないようにしましょう	大雪時は不要不急の外出を自粛しましょう
自宅前などは自分達で除雪しましょう 道路に雪を出さないようにしましょう	路上の駐停車は、やめましょう



射 水 市

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

道路除雪対策本部 TEL(0766)51-6689 (大島分庁舎)

目 次

1	目 的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の重点項目・・・・・・・・	1
3	道路除雪対策本部・・・・・・・・	1
4	除雪及び消雪路線・・・・・・・・	2
5	除雪路線区分・・・・・・・・	2
6	除雪出動基準・・・・・・・・	2
7	除雪計画の概要・・・・・・・・	4
8	雪捨て場の確保・・・・・・・・	5
9	除雪作業体制の整備・・・・・・・・	5
10	住民の協力体制の確立・・・・・・・・	6
11	パトロール等による状況把握・・・・・・・・	6
12	関係機関との連携・・・・・・・・	6
13	災害級の大雪時の対応・・・・・・・・	6
[別表1]	道路除雪対策本部業務分担表・・・・・・・・	7
資料1	情報連絡関係機関・・・・・・・・	8
資料2	雪に関する注意、警報等の種類及び発表基準・・・・・・・・	9
資料3	雪捨て場位置図・・・・・・・・	10
資料4	冬期道路情報・・・・・・・・	11
別添	除雪計画路線図	

道 路 除 雪 実 施 計 画

1 目 的

この計画は、積雪時における円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施し、市民生活や産業経済活動の安定を図ることを目的とする。

2 計画の重点項目

- (1) 初動除雪の徹底及びいていねいな除雪、適切な排雪の実施
- (2) 小型除排雪機械の無償貸与による地域ぐるみ除排雪活動の推進
- (3) 通学路、主要施設周辺歩道の早朝除雪の徹底
- (4) 急坂、橋梁及びカーブ等への凍結防止剤散布の実施

3 道路除雪対策本部

道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を図るため令和7年12月1日から翌年の3月31日まで除雪対策本部を都市整備部に設け、本部長（都市整備部長）の指揮のもとに適切な道路除雪を実施する。

除雪対策本部の機構及び業務分担は「別表1」のとおりとする。

4 除雪及び消雪路線

除雪及び消雪路線は別添の路線図のとおりとする。

5 除雪路線区分

除雪計画路線毎の交通量及び路線の性格を勘案し、次表により3段階に区分する。

区 分	除 雪 目 標
第1種	1日交通量が500台以上、国道、県道に連絡し、学校、駅、バス路線等に通ずる主要路線で、異常積雪時以外は常時2車線幅員を確保する。
第2種	1日交通量が300～500台程度、2車線幅員を原則とするが、場合によっては1車線幅員を確保し、必要に応じて待避所を設ける。
第3種	1車線幅員の確保を原則とし、待避所を設ける。

6 除雪出動基準

(1) 出動基準

各作業区分の出動基準は、原則として、次表のとおりとする。ただし、その他特別の事由により対策本部長が必要と認めた場合も、出動するものとする。

車道除雪

作 業 区 分	作 業 基 準
新雪除雪	積雪深が10cmを超え、気象情報等から、さらに降雪が予想されるとき。
路面整正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通障害を引き起こす恐れのあるとき。 2 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。
圧雪処理	1 路面圧雪厚さが10cmを超えるとき。 2 気温の変化や通行者のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れがあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により路側の雪(雪堤)が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通障害を引き起こすと判断されるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連坦部や交差点部で、交通可能な幅員の確保が困難になると判断されるとき。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。

歩道除雪

作業区分	作 業 基 準
歩道除雪	歩道上の積雪深が10cmを上回る場合は、長靴・防寒靴で歩行可能な状態を確保する。

(2) 除雪作業内容

① 新雪除雪作業

新雪を路側等へ除去する作業であり、タイヤショベルや除雪トラック等により圧雪を生じさせないように早期に行うもの。

② 路面整正・圧雪処理作業

除雪グレーダーやタイヤショベル等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業であり、圧雪の発達による交通渋滞を防ぐために行う。

③ 拡幅除雪作業

除雪トラック、除雪グレーダー、除雪ドーザ等により雪堤をさらに路側へ押しのける作業や、ロータリー除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業であり、雪堤の発達による交通障害を防ぐために行う。

④ 運搬排雪作業

路面の雪または路側の雪をロータリー除雪車やタイヤショベル等を用いてダンプトラック等に積込み運搬し排雪する作業であり、拡幅作業が特に難しい人家連坦部や交差点部において必要幅員を確保するために行う。

⑤ 凍結防止剤散布作業

スリップや交通渋滞をひきおこす恐れのある区間に凍結防止剤を散布する作業であり、路面凍結による交通障害を防止するために行う。

主な散布必要箇所は、次のとおりである。

- (イ) 急勾配、急カーブ区間
- (ロ) 橋梁及び取付部
- (ハ) 主要な交差点
- (ニ) 日陰で凍結の生じやすい箇所

⑥ 歩道除雪作業

本作業は住民の協力も得ながら、タイヤショベルやロータリー歩道除雪機械等により実施する。

7 除雪計画の概要

除雪実施計画路線総括表

市 道	路線数	3,145
	延長(km)	856.5

《車道》

機械除雪	路線数		2,030
	延長(km)		534.1
	第1種	路線数	91
		路線延長(km)	84.4
	第2種	路線数	102
		路線延長(km)	69.7
	第3種	路線数	1,837
		路線延長(km)	380.0
	消 雪		
	路線数		756
	延長(km)		182.3
合 計	路線数		2,786
	延長(km)		716.4

《歩道》

機械除雪	路線数	93
	延長(km)	93.6

機械除雪協力業者数

項 目	借 上	貸 与	借上+貸与	合 計
協力業者数	52	25	53	130

除雪機械稼働台数

項 目		借上	貸与	合 計
除雪機械	除雪トラック	1	1	2
	タイヤショベル	163	111	274
	ロータリー車	0	2	2
	モーターグレーダー	11	1	12
	除雪ドーザ	14	11	25
	ハンドガイド(歩道)	25	17	42
合 計 (台)		214	143	357

8 雪捨場の確保

雪捨場については、下記の場所を指定する。（資料3）

- ★海王町県有地 （海王町地内）
- ★下条川新伝馬橋西詰（戸破地内）
- ★薬 勝 寺 池 （中太閤山地内）
- ★庄川右岸河川敷 （土合地内 北陸新幹線高架下）

9 除雪作業体制の整備

次の事項に配慮して計画の策定や除雪準備等にあたるものとする。

（1） 計画の策定

市内の適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し計画を策定する。特に他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除排雪の受け持ち等について十分調整する。

（2） 除雪業務分担の決定

除雪業務分担の決定にあたっては、災害級の大雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

（3） 除雪機械の点検整備

- ① 除雪機械及び付属品等の点検整備を事前に行い、出動の体制を整える。また、除雪作業時の故障に対し、迅速確実な処置ができるよう修理態勢を整える。
- ② 借上機械についても前号に準じて整備するよう指導する。

（4） 消雪施設の点検整備

消雪施設が良好に機能するよう試運転などの点検を行う。

（5） スノーポール設置

除雪機械の運行時における目標確認及び危険防止の標示として、除雪路線の適当な箇所にスノーポールを設置する。

（6） その他

除雪時の障害となるような舗装の不陸、マンホール蓋や横断構造物の飛び出しなど、路面状況に異常がないか事前に把握し、修繕する。

10 住民の協力体制の確立

地域住民との共同除排雪が円満、かつ、効果的に実施されるよう、市除雪対策本部と地域住民が連携し、官民一体の除排雪活動を推進する。

- (1) 路上駐車禁止、障害物の除去について沿道住民の積極的協力を求める。
- (2) 道路への屋根の雪下ろしの後始末の励行を呼びかける。
- (3) 歩道、消火栓の除雪協力。
- (4) 地域ぐるみ除排雪活動の促進。

11 パトロール等による状況把握

実施班は、市内の降雪や除雪状況などを把握するため、あらかじめパトロールの班編成を定め、道路状況監視カメラなどの情報通信機器も活用しながら適切な除雪管理を行う。

パトロールに当たっては、次の事項を適確に行う。

- (1) 市内各地区における積雪深の計測及び路面状況の把握。
- (2) 除排雪状況の確認。
- (3) 除排雪状況が交通及び沿道住民に支障がある場合の応急処置。
- (4) 路面、路側部、構造物及び付属物などの損傷又は、損傷の誘因となる事象の発見。
- (5) 道路の不法占用、不正使用等の監視等、特に路上駐停車・屋根雪等の路上への投雪、ゴミ等の路上放置物、路上への散水行為における道路への影響に留意する。
- (6) パトロール要員はパトロール中に緊急措置を要する事項及び除排雪等の今後の指示に必要な事項は、携帯電話等により速やかに除雪対策本部へ通報。
- (7) 雪等による災害の発見や除排雪状況を的確に把握し、速やかに適切な措置を行う。

12 関係機関との連携

(1) 気象情報の収集

富山地方気象台や、その他の雪量観測機関との連絡体制を十分に整え、必要な観測情報が迅速かつ正確に提供されるよう要請する。

(2) 警察との連携

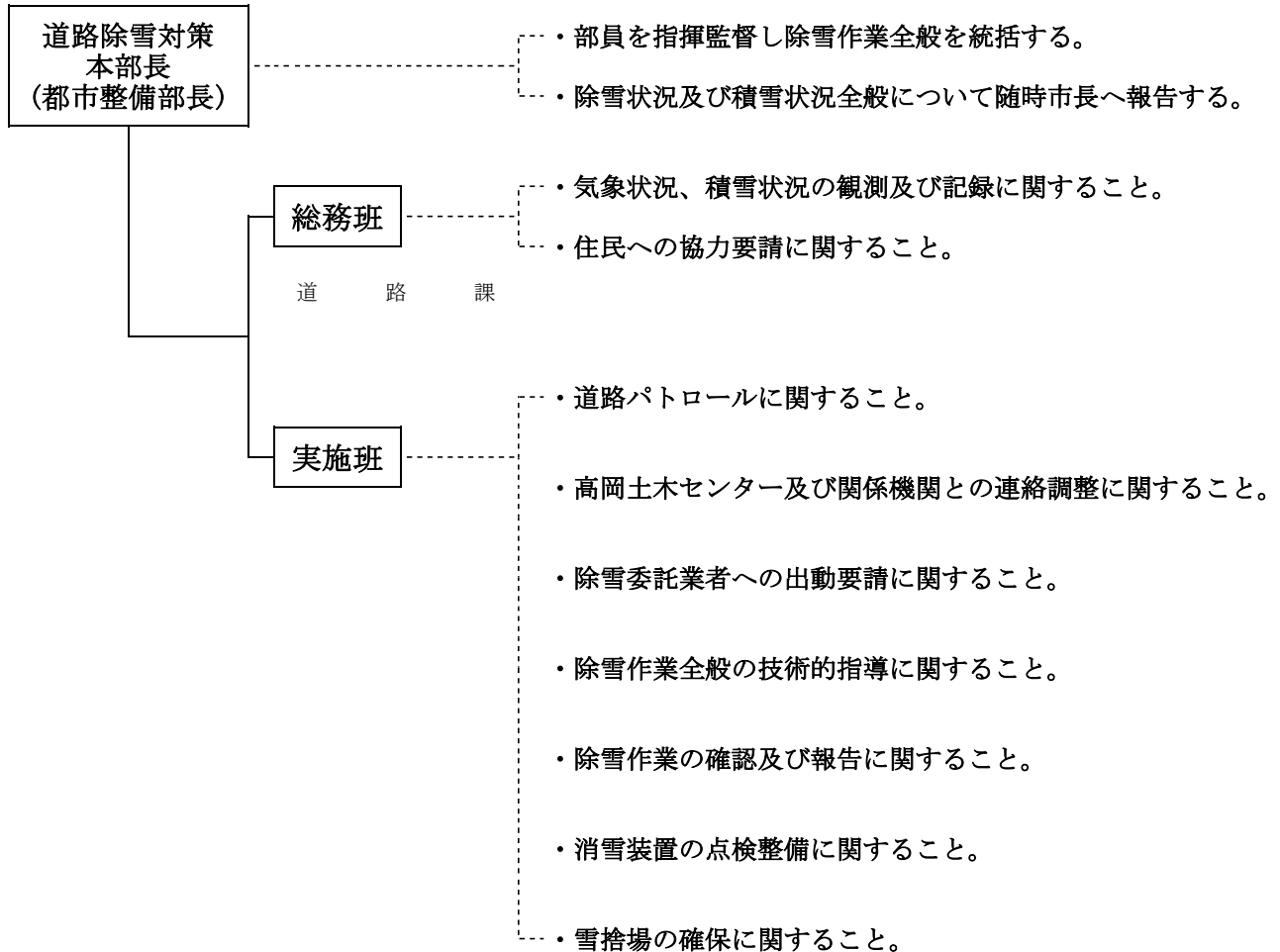
実施班は、除雪に当たっては、警察署と緊密な連絡を取り、路上駐停車は勿論のこと、その他路上放置物件の取締、除排雪作業に関する交通規制や交通情報収集等についても協力を要請する。

13 災害級の大雪時の対応

重要幹線道路と緊急通行確保路線の除雪を優先的に行い、災害級の大雪時における道路交通を確保する。また、消雪施設的能力を超える積雪の場合、消雪運転から機械除雪に切り替え対応する。早朝除雪で作業が完了しない場合は、日中も引き続き作業を行う。

道路除雪対策本部業務分担表

電話 51-6689 (直通)
FAX 51-6695



・ 実施班は市職員（当番制）で構成する。
日中 8:30～17:15、夜間 17:15～8:30

情 報 連 絡 関 係 機 関

射水市道路除雪対策本部(大島分庁舎)	T E L 51-6689
射水市役所	T E L 51-6600
小杉地区センター	T E L 57-1636
新湊地区センター	T E L 82-1964
大門地区センター	T E L 52-7397
下地区センター	T E L 59-8094
布目分庁舎	T E L 84-3000
富山県除雪対策本部(県庁代表)	T E L 076-431-4111
〃 (県庁道路課)	T E L 076-444-3315
高岡土木センター(代表)	T E L 26-8419
〃 (道路維持班)	T E L 26-8428
高岡市道路除雪対策本部	T E L 30-7300
国土交通省 富山河川国道事務所 富山国道維持出張所	T E L 076-438-5101
富山地方気象台	T E L 076-432-2311
射水警察署	T E L 83-0110
射水警察署新湊幹部交番	T E L 84-0110
射水消防署	T E L 56-0119
射水消防署大門出張所	T E L 52-0119
新湊消防署	T E L 82-8333
新湊消防署東部出張所	T E L 86-0119
北陸電力送配電(株)富山支社高岡配電部	T E L (日中)22-9916 (夜間)22-2015
(株)N T T フィールドテクノ北陸支店 富山営業所	T E L 076-492-9971
高岡ガス(株)	T E L 22-0709
日本海ガス(株)西部支社	T E L 84-8118
エムアールテクノサービス(株)	T E L 27-6003
海王交通(株)	T E L 82-6226
加越能バス(株)	T E L 22-4886
富山地方鉄道(株) 富山自動車営業所	T E L 076-424-3661
(株)三島野観光	T E L 52-5060
万葉線(株)	T E L 25-4139
あいの風とやま鉄道(株)	T E L 076-444-1300
NHK 富山放送局	T E L 076-444-6600
北日本放送(株)	T E L 076-432-5555
富山テレビ放送(株)	T E L 076-425-1111
(株)チューリップテレビ	T E L 076-442-7000
射水ケーブルネットワーク(株)	T E L 82-7320
(株)エフエムいみず	T E L 56-0793

雪に関する注意、警報等の種類及び発表基準

富 山 地 方 気 象 台

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には降雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には平地で6時間の降雪の深さが15cm以上、山間部で12時間の降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。
	低 温 (最 低 温) 注 意 報	夏期17℃以下の日が継続、冬期－6℃以下と予想される場合。
	な だ れ 注 意 報	なだれにより災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれかに該当すると予想される場合。 (1) 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 (2) 積雪の深さが100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想される場合
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等の被害が予想される場合。
気 象 警 報	暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがあるとき(雪を伴わない場合もある)。具体的には平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には平地で6時間の降雪の深さが25cm以上、山間部で12時間の降雪の深さが50cm以上になると予想される場合。
特 別 警 報	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※
	大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※

※：発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。

1. 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報、警報にきりかえられる。

【各 雪 捨 場 位 置 図】

海王町県有地(海王町地内)



下条川 新伝馬橋西詰(戸破地内)



※大型車不可

薬勝寺池(中太閤山地内)



庄川右岸河川敷(土合地内 北陸新幹線高架下)



網掛け部の雪捨場については、災害級の大雪時に高岡土木センターが開設するもの。

冬期道路情報

冬期情報は、常に最新情報をチェックしましょう。

□射水市ホームページ

「災害情報ポータルサイト、除雪対策本部、道路カメラ、メール配信サービス、最新のお知らせ、くらしの情報、行政Q&A、イベント情報、窓口案内、施設一覧」を情報提供しております。

<http://www.city.imizu.toyama.jp/>

※PCブラウザに対応していない機種では正常に表示されない場合があります。



□射水市気象情報メール配信

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していただいた方に、Eメールでお届けする「射水市メール配信サービス」を実施しております。

気象庁から発表される警報・注意報情報のうち射水市内に関する情報をお届けします。

受信を希望する警報・注意報情報を選択し、その情報の発令があった場合のみ情報をお届けすることができます。

<http://www.city.imizu.toyama.jp/mmag/mmagMenu.aspx>

□射水市防災気象情報(射水市)

<http://www.city.imizu.toyama.jp/weather/index.html>

□富山県冬期道路情報(富山県)11/15～3/31

<http://www.toyama-douro.toyama.toyama.jp/>

□富山地方気象台

<http://www.data.jma.go.jp/toyama/index.html>

□除雪に関する情報提供

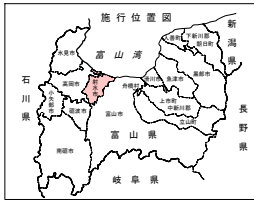
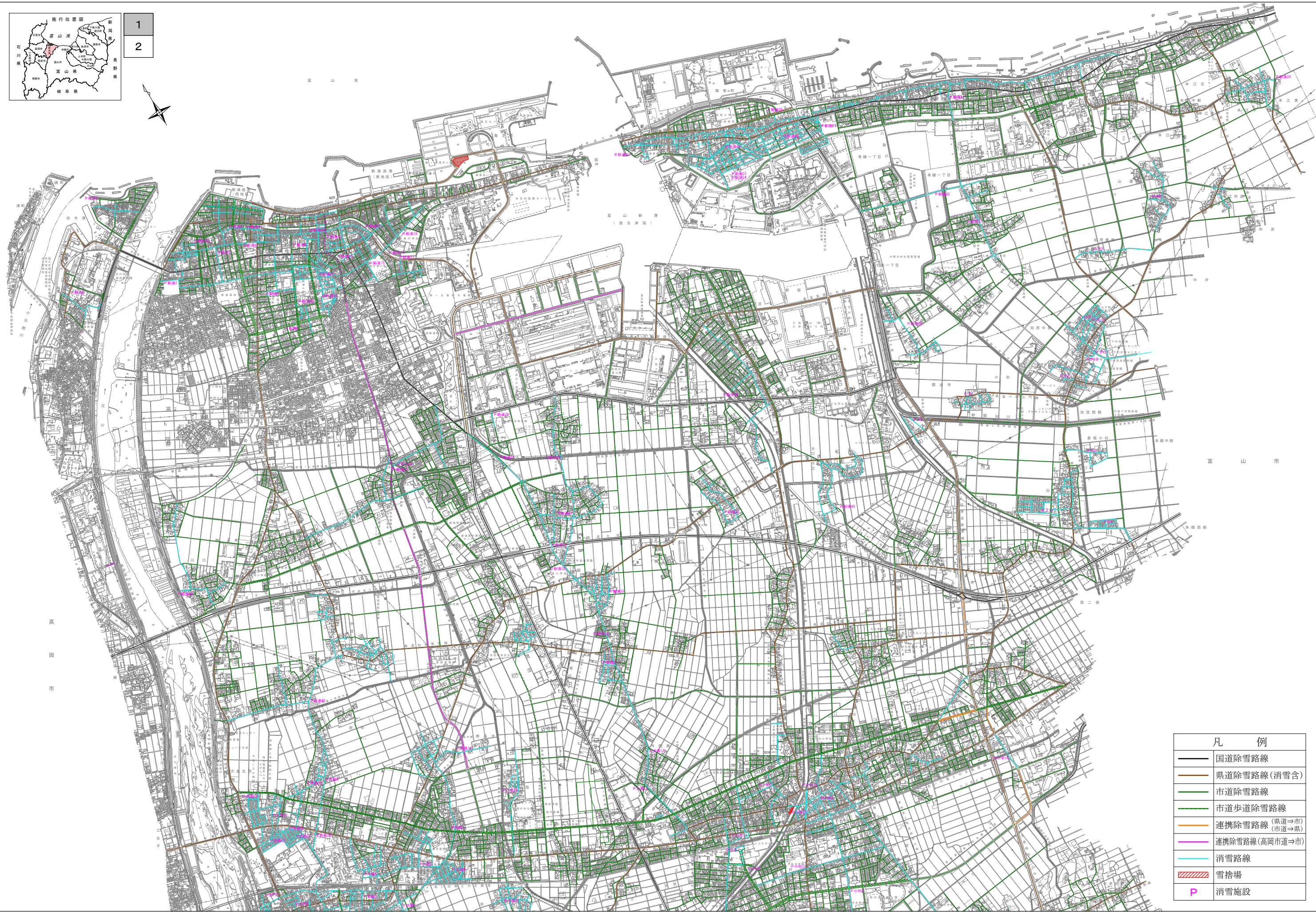
射水市LINE公式アカウントの通報機能を活用いただき、機械除雪や消雪施設に関する情報提供をお願いします。



<http://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDTl.aspx?servno=21229>

令和7年度射水市除雪計画路線図（1/2）

令和七年十一月作成



1
2

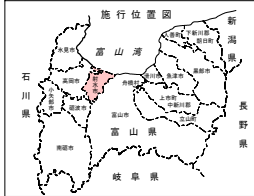
凡 例	
	国道除雪路線
	県道除雪路線(消雪含)
	市道除雪路線
	市道歩道除雪路線
	連携除雪路線(県道⇒市)
	連携除雪路線(市道⇒県)
	連携除雪路線(高岡市道⇒市)
	消雪路線
	雪捨て場
	消雪施設

1 : 10,000
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000m

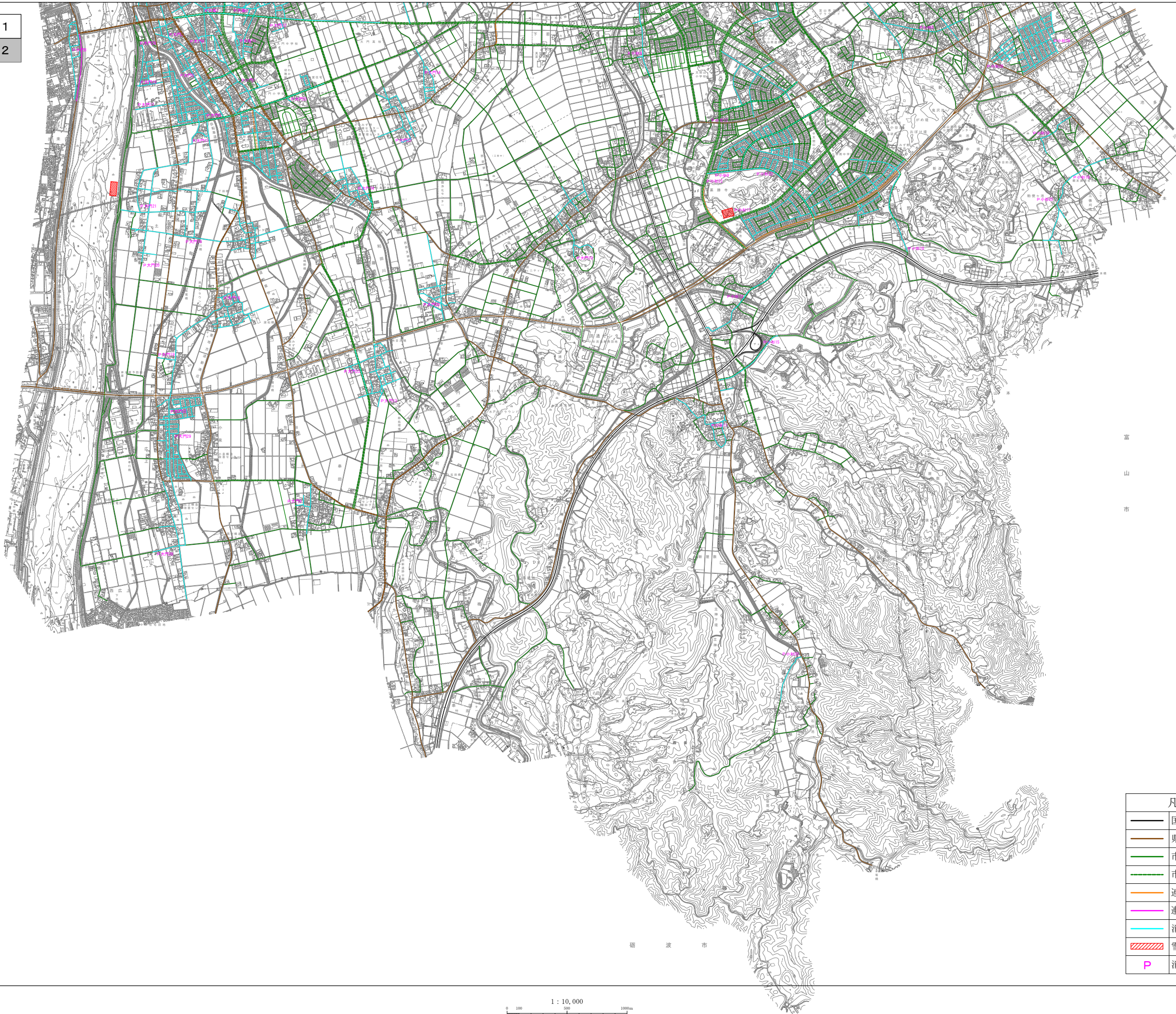
射
水
市

令和7年度射水市除雪計画路線図（2/2）

令和七年十一月作成



1
2



凡 例	
	国道除雪路線
	県道除雪路線(消雪含)
	市道除雪路線
	市道歩道除雪路線
	連携除雪路線(県道⇒市 市道⇒県)
	連携除雪路線(高岡市道⇒市)
	消雪路線
	雪捨て場
	消雪施設

1 : 10,000
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000m

射
水
市

富山新港東埋立地Cポンドにおけるダイオキシン類の測定結果

令和7年5月27日から令和7年6月3日に測定した結果について、富山県富山新港管理局から、全ての箇所で環境基準を満たしているとの報告を受けている。

令和7年度前期の測定結果

<>内の数値は富山県実施のR6ダイオキシン類環境調査結果公表値

Cポンド

水質

- ・井戸A～C 0.029～0.031pg-TEQ/L（環境基準：1pg-TEQ/L以下）
＜参考：県内14カ所 地下水質 0.026～0.064pg-TEQ/L＞
- ・放流水 0.003pg-TEQ/L（排出基準：10pg-TEQ/L以下）

Cポンド周辺

水質

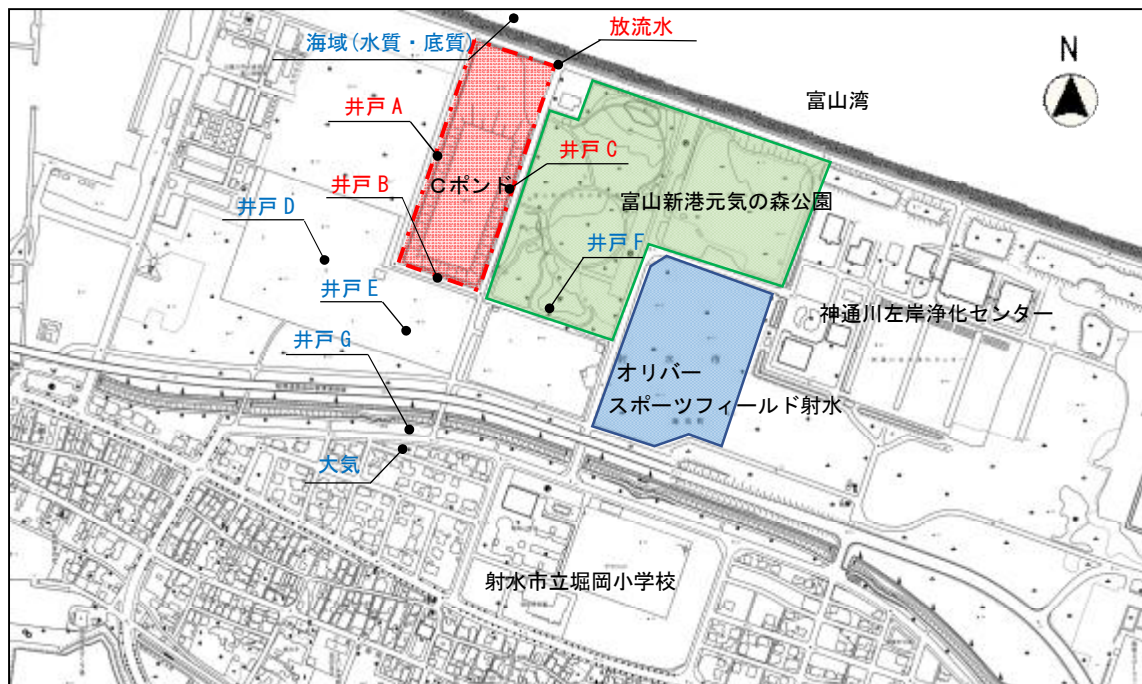
- ・井戸D～G 0.026～0.033pg-TEQ/L（環境基準：1pg-TEQ/L以下）
＜参考：県内14カ所 地下水質 0.026～0.064pg-TEQ/L＞
- ・海域 0.17pg-TEQ/L（環境基準：1pg-TEQ/L以下）
＜参考：県内4カ所 0.027～0.052pg-TEQ/L＞

大気

- 0.0032pg-TEQ/m³（環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下）
＜参考：県内13カ所 0.0019～0.043pg-TEQ/m³

底質

- ・海域 0.29pg-TEQ/g（環境基準：150pg-TEQ/g以下）
＜参考：県内4カ所 1.5～8.6pg-TEQ/g＞



下水道災害復旧事業の工事請負契約について

1 事業目的

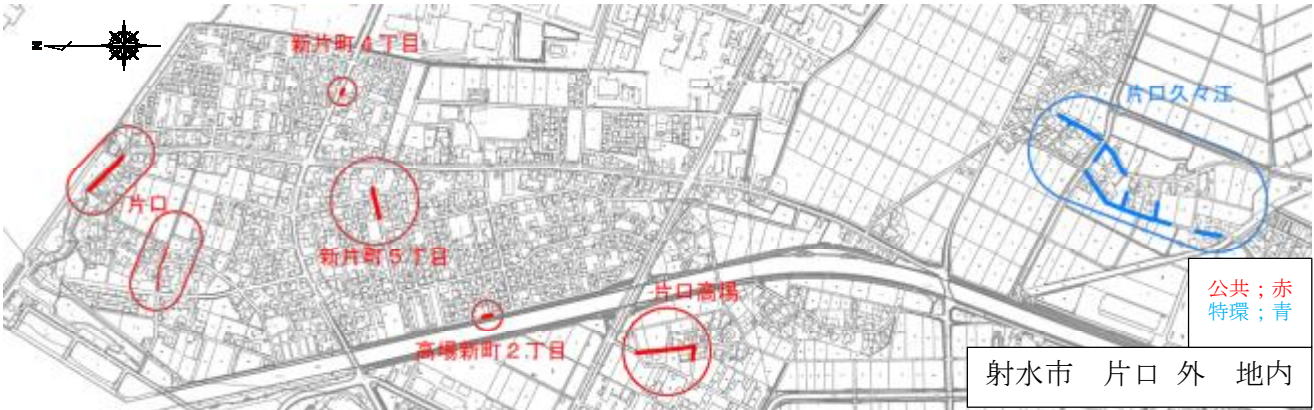
令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により被災した片口外地内における下水道管の復旧工事を実施するものである。

2 工事請負契約の内訳

工事名：公共・特環下水道 6 災 161 号新高 1-8 処理分区災害復旧工事

契約金額	受注者	予定工期 (余裕期間制度対象工事)	主な工事内容
269,280,000 円 (うち消費税等 24,480,000 円)	竹沢建設 株式会社	入札日：令和 7 年 11 月 10 日 契約日：令和 7 年 11 月 18 日 実工期：令和 7 年 12 月 9 日 ～令和 9 年 3 月 12 日 (余裕期間 30 日)	工事延長 L=1,112.0m 管布設延長（開削工法） PRP φ 150 L=627.2m PRP φ 200 L=433.4m H P φ 250 L= 2.3m 〃（推進工法） H P φ 250 L= 19.1m マンホール工（改良） N=8 箇所 工損事前調査 N=1 式

3 位置図



4 計画復旧断面図

